

目 次

第 1 号 9月8日(水曜日)

令和3年第3回下郷町議会定例会会議録(第1号)	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長提案理由の説明	3
請願・陳情	1 1
産業厚生常任委員会所管事務調査報告	1 1
休会の件	1 1
散会	1 2

第 2 号 9月13日(月曜日)

令和3年第3回下郷町議会定例会会議録(第2号)	1 3
議事日程第2号	1 4
開議	1 5
一般質問	1 5
小椋淑孝君	1 5
玉川邦夫君	1 9
星 輝夫君	2 6
日程の追加	3 1
請願・陳情	3 2
議会改革特別委員会報告について	3 3
休会の件	3 4
散会	3 4

第 3 号 9月15日(水曜日)

令和3年第3回下郷町議会定例会会議録(第3号)	3 5
議事日程第3号	3 6
開議	3 7
報告第 3号 専決処分の報告について	3 7
(専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について)	
報告第 4号 令和2年度下郷町健全化判断比率等について	3 8
議案第38号 令和2年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定につ いて	3 9
議案第39号 下郷町過疎地域持続的発展計画の策定について	5 0

議案第40号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	51
議案第41号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	52
議案第42号	南会津地方土地開発公社の解散について……………	53
議案第43号	下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定について……………	56
議案第44号	下郷町過疎対策基金設置条例の一部を改正する条例の設定について……………	57
議案第45号	下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について……………	57
議案第46号	橋梁補修工事（湯野上橋）請負契約について……………	59
議案第47号	令和3年度下郷町一般会計補正予算（第2号）……………	60
議案第48号	令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）……………	60
議案第49号	令和3年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	60
議案第50号	令和3年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）……………	60
議案第51号	令和3年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）……………	60
議員提出議案第6号	豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について……………	74
議員提出議案第7号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について……………	74
議員提出議案第8号	トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書の提出について……………	75
議員提出議案第9号	下郷町議会基本条例の設定について……………	76
議員派遣の件……………		77
閉会……………		77

令和3年第3回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	令和3年9月8日			
本会議の会期	令和3年9月8日から9月15日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	令和3年9月8日	午前10時00分	議長 小玉智和
	散会	令和3年9月8日	午前10時42分	議長 小玉智和
応招議員	1番	星 和志	2番	小 椋 淑 孝
	3番	佐 藤 勤	4番	山名田 久美子
	5番	星 昌彦	6番	玉 川 邦 夫
	7番	佐 藤 盛 雄	8番	星 輝 夫
	9番	湯 田 健 二	10番	星 能 哲
	11番	湯 田 純 朗	12番	小 玉 智 和
不応招議員	なし			
出席議員	1番	星 和志	2番	小 椋 淑 孝
	3番	佐 藤 勤	4番	山名田 久美子
	5番	星 昌彦	6番	玉 川 邦 夫
	7番	佐 藤 盛 雄	9番	湯 田 健 二
	10番	星 能 哲	11番	湯 田 純 朗
	12番	小 玉 智 和		
欠席議員	8番 星 輝 夫			
会議録署名議員	1番	星 和志	2番	小 椋 淑 孝
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	玉 川 一 郎
	参事兼総務課長	室 井 哲	総合政策課長	玉 川 武 之
	税務課長兼会計管理者	荒 井 康 貴	町民課長	只 浦 孝 行
	健康福祉課長	弓 田 昌 彦	農 林 課 長	湯 田 英 幸
	建設課長	猪 股 朋 弘	教育委員会教育長	湯 田 嘉 朗
	教育次長	湯 田 浩 光	代表監査委員	渡 部 正 晴
	農業委員会事務局長	大 竹 浩 二		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長	室 井 節 夫	書記	室 井 徳 人
	書記	芳 賀 沼 崇 正		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和3年第3回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：令和3年9月8日（水）午前10時開会

開 会
開 議
諸般の報告

日程第 1

会議録署名議員の指名

1 番 星 和 志

2 番 小 椋 淑 孝

日程第 2

会期の決定

日程第 3

町長提案理由の説明

日程第 4

請願・陳情

委員会付託

（産業厚生常任委員会）

陳情第4号 トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の
再検討を求める意見書提出の陳情

日程第 5

産業厚生常任委員会所管事務調査報告

日程第 6

休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

開会に先立ちまして、ご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

ただいまの出席議員は11名であります。8番、星輝夫君から欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回下郷町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆様のお手元に6月定例会から今定例会までの間の議員の皆様の活動状況を記載して配付しております。

また、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職、氏名一覧表につきましてもお手元に配付してございます。

なお、10月29日金曜日に行う予定でありました中央要望は中止となりましたことをご報告させていただきます。

以上で諸般の報告とさせていただきます。

○議長（小玉智和君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小玉智和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において1番、星和志君及び2番、小椋淑孝君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小玉智和君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月15日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長（小玉智和君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に関わる議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和3年第3回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会におきましては、報告2件、議案14件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、この夏も厳しい暑さが続きましたが、一雨ごとに涼しくなってきました。これから秋にかけ秋雨前線や台風など、その影響が懸念される時期を迎えています。本年7月には、活発な梅雨前線の影響で東海や関東を中心に非常に激しい雨が降り、静岡県熱海市において大規模な土石流災害が発生し、また8月には停滞する前線の影響で西日本を中心に記録的な大雨となり、各地で土砂災害や水害が発生しております。ここに改めまして被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

我が国は、その自然条件から地震、暴風、豪雨、火山噴火と、多種の自然災害が発生しやすい特性を有していると言われております。特に近年では雨の降り方が局地的、集中化、激甚化しており、今後とも安全、安心な地域社会の構築に向け防災、減災対策を継続してまいらなければなりません。

次に、8月31日に農林水産省が公表した令和3年度水稻の8月15日現在における作柄概況によりますと、本県は平年並みと見込まれております。また、本年4月に発生した凍霜害につきましては、その対策に要する経費を今補正に計上しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。農家の皆様におかれましては、引き続き農作物の管理には十分注意をしていただき、収穫の秋を迎えていただきたいと思います。

続いて、新型コロナウイルス感染症に係る本町の状況であります。ワクチン接種に関しましては、去る7月には希望する高齢者の方々への接種が完了し、引き続き一般の方々などの接種が開始されたところであります。現在まで順調に進んでおり、町全体での接種率は8割を超え、10月末までには希望するの方々への接種を完了したいと考えております。本町では、本年5月24日発表の町内41例目となる事例を最後に、感染症の発生は確認されておられません。しかしながら、国内では都市部を中心に1日当たりの感染者数が過去最多を更新するなど、第5波の感染拡大が鮮明になっております。本県におきましても急激な感染拡大により、病床使用率の上昇等、医療提供体制の逼迫が深刻となっていることから、これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、蔓延防止等の重点的な対策が行われているところであります。感染拡大の防止には、お一人お一人の取組が極めて重要となってまいります。感染防止対策、そして地域経済対策につきましては、ご議決を賜りました予算等に基づき着実に実施しているところであり、町民の皆様方におかれましては基本的な感染防止対策を継続する

など、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、私ごとではありますが、私は平成29年9月に2期目の町長就任以来4年、そしてまた1期、2期での通算8年も残すところあと僅かとなりました。月日のたつものは長いようで短いもので、振り返りますと2期目の4年前に町民の皆様によさしい行政、未来のために強い下郷をスローガンに、高齢者福祉、子育て、農林業、雇用、観光の5つの政策を掲げ、地域力を生かした強い町づくりを推し進め、安全、安心に暮らせ住みやすいまちを町民の皆様や議会の皆様と行政が協働することで全国に誇れる町の実現を目指し、粉骨砕身、力の限り一生懸命に町政運営に取り組んでいくことでありました。第5次振興計画、そして第6次総合計画などでは、私が町民の皆様とお約束をした町民のためにやさしい行政、未来のために強い下郷のスローガンとの整合性を持ちながら、特に第5次振興計画では美しく輝く笑顔あふれる交流のまち下郷を目標とし、また第6次総合計画では「つなぎ、育み、人づくり」をテーマに、「未来創生交流のまち下郷」を将来像として、本町の特性を生かした自立的、持続可能なまちを創生する政策を推し進めてきたところであります。

それらの施策の主な具体的なものとして、2期目の在任中では、高齢者タクシーの助成事業の拡充、高齢者除雪支援事業の拡充、学校給食費の全額補助、小中学校入学祝金支給、小中学校の空調設備、エアコンの整備、小中学校に対する校内通信ネットワーク整備による電子黒板の配置や児童生徒に対する1人1台のパソコン端末、農業担い手の育成と支援、有害鳥獣対策での実施隊、わな隊の創設、既存企業への支援、下郷観光循環バスの運行、特産品等の観光資源の磨き上げの各種施策、さらには新型コロナウイルス感染症対策での感染防止対策、経済対策などの施策を計画的、積極的に取り組んでまいりました。

また、これまで国、県の補助事業を活用いたしておりますが、官公庁補助事業として全国に先駆けて無料Wi-Fi環境整備や公衆トイレ改修、整備など、そのほかは国交省関係での湯野上橋の補修、補強工事、姫川団地の公営住宅建替事業、ハザードマップの更新事業、農林関係では防災行政無線のデジタル化整備、芦ノ原地区、三ツ井地区の営農飲雑用水整備、さらには総務省関係では枝松、戸赤、新開、雑根地区の携帯電話不通話解消などに取り組んできたところであります。

さらには、現在鋭意進められております会津縦貫南道路の湯野上バイパス区間においては、順調に工事が進めば令和7年度全線開通との国の発表があったところであり、さらに下郷田島バイパス区間の整備などが順調に図られることで、今後本町にとって定住や交流などの町づくりをはじめとした各般にわたる相乗効果が図られるものと大いに期待されているところであります。

しかしながら、本町を取り巻く状況は、少子高齢化、人口減少、過疎化等など、大きな課題解決に向けた対策のほか、いまだ東日本大震災からの風評被害の払拭などが思うように進んでいないことや、長引く新型コロナウイルス感染症対策等について今後も着実に継続して取り組んでいく必要がございます。

いずれにしましても、1期、2期の8年間を振り返りますと、皆様方にお示ししまし

た公約などを検証するに、約束したことを少しでも実現できたことは、町民の皆様方のご理解と議員各位のご協力、ご支援のたまものと、感謝と御礼を申し上げますとともに、同時に大変うれしく思っております。私は、常に町づくりの基礎には先人たちが築き、愛し、守り育てた町の歴史や財産を受け継ぎ、新たな価値を加えながら、将来を担う子や孫たちにつなぐために夢と未来を育む新しい時代を築いていかなければならないものと考えております。これまでの任期中に町民の皆様と協働して取り組んできた各施策などの中には完成途上の事業もあります。その仕上げには、私に課せられた義務と責任において果たさなければならぬと存じます。その義務と責任において、私は今後も様々な山積する課題について、第6次総合計画などと整合性の取れた各種施策を継続し、着実に、丁寧に、そして力強く推し進め、町の総合力を高めるために議会や町民の皆様とともに、そして国、県との連携を密にしながら進めていかなければならないものと考えております。今後とも町民の皆様が安全、安心に暮らせるための町づくりのために、引き続き議会の皆様をはじめ、町民の皆様方のご理解、ご鞭撻をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたします報告2件、議案14件についてご説明を申し上げます。

報告第3号 専決処分の報告について（専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について）でございますが、本件につきましては本年6月25日、合川字三斗蒔地内において発生した公用車による自動車事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告するものであります。今後におきましても、より一層の安全運転の指導に努めてまいります。

報告第4号 令和2年度下郷町健全化判断比率等についてでございますが、本報告には地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、一般会計等の普通会計に係る健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

議案第38号 令和2年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和2年度下郷町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。渡部正晴氏、山名田久美子議員の両監査委員におかれましては、去る7月13日から決算及び健全化判断比率等に係る審査を実施され、8月31日付で意見書の提出をいただいております。その内容につきましては、後日代表監査委員からご報告されることとなっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、8月11日には両監査委員から審査結果について講評をいただき、その中でご指摘を賜りました事項につきましては、その要因を十分に分析し、改善すべき事項につきましては速やかに改善を図ってまいりたいと考えております。今後とも住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に、未来創生交流のまちを具現化すべく事務を管理し、これを執行してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第39号 下郷町過疎地域持続的発展計画の策定についてでございますが、過疎地域における総合的かつ計画的な対策を実施するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、下郷町過疎地域持続的発展計画を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員のうち黒森正敬氏の任期が本年12月31日をもって満了となりますことから、再度同氏を候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、ご提案申し上げるものであります。黒森氏は、人権擁護委員として平成30年10月1日から現在まで3年間にわたり、その職務を全うしてこられました。人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員について理解をお持ちの方であることから、再度人権擁護委員候補者として推進したく、議会の意見を求めるものであります。

同じく議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員のうち神田隆宏氏の任期が本年12月31日をもって満了となりますことから、ご本人の退任の意向を尊重し、後任の候補者について下郷町大字豊成字倉448番地、室井徹弥氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、ご提案を申し上げます。神田氏におかれましては、人権擁護委員として平成25年1月1日から現在まで3期9年間にわたり、その職務を全うしてこられました。ここに改めましてそのご尽力に対し心から御礼を申し上げます。後任としてご提案を申し上げます室井氏は、長年にわたり農業協同組合に勤務され、この間、会津みなみ農業協同組合営農部営農課長、会津よつば農業協同組合下郷営農経済センター長などを歴任された方でございます。人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解をお持ちの方であることから、人権擁護委員候補者として推薦したく、議会の意見を求めるものであります。

議案第42号 南会津地方土地開発公社の解散についてでございますが、当該公社は昭和48年の設立以来、これまで公共用地の先行取得等の実施を通じて設立団体への町づくりに一定の役割を果たしてきたところであります。しかしながら、近年、地価の急激な上昇は見られず、今後も同様に推移していくものと見込まれる状況下においては、公社による公共用地の先行取得等の意義、必要性は乏しくなっております。これらを踏まえ、本年5月10日に開催された理事会において解散の同意がなされたことから、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第43号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第44号 下郷町過疎対策基金設置条例の一部を改正する条例の設定でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、同法第14条第2項に規定する過疎地域持続的発展特別事業の推進を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第45号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の制定に伴い、過疎地域の持続的発展に資する産業振興をより効果的に促進するため、過疎地域における地方税の減収補填措置が拡充及び延長されたことを踏まえ、また地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第46号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負契約についてでございますが、本橋梁につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、令和元年度から補修、補強事業に着手しており、本年度につきましてはさきの第2回定例会においてご議決を賜りました債務負担行為により、令和4年度にわたる事業として橋梁塗装工等を実施するものであります。去る8月24日、6者からなる指名競争入札の結果、下郷町大字湯野上字沼袋乙843番地、三立土建株式会社、代表取締役、浅沼秀俊が4億3,230万円で落札いたしましたので、本契約を締結したく、議会の議決を求めるものであります。

議案第47号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,721万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億1,710万3,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明を申し上げます。町税でございますが、固定資産税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小事業者等に対する軽減措置により、1,081万7,000円を減額するものであります。

地方交付税につきましては、本算定により、普通交付税を2億7,651万3,000円増額するものであります。

国庫支出金でございますが、総務費国庫補助金はマイナポイント事業の補助対象となる期間が延長されたことから、マイナポイント事業費補助金を62万8,000円増額するものであります。

県支出金でございますが、農林水産事業費県補助金では、凍霜害緊急対策事業補助金を32万4,000円計上いたしております。この凍霜害緊急対策事業補助金につきましては、本年4月に発生した凍霜害により農作物被害を受けた農業者に対し、芟除などの生産対策を支援するものであります。

繰入金でございますが、財政調整基金繰入金につきましては、1億3,710万円を減額するものであります。これは、過疎地域自立促進特別措置法の執行に伴い、当初同基金により財源調整をしておりました事業について、新たな法律の設定に伴い、過疎対策事業債に財源を振り替えるものでございます。

ふるさと創生基金繰入金につきましては、在京下郷の集いの中止に伴い、190万円を減額するものであります。

繰越金につきましては、令和2年度決算に伴う繰越額の確定による1億5,526万円を増額するものであります。

諸収入でございますが、過年度収入につきましては、民生費に係る国庫支出金などの精算により226万3,000円を増額し、雑入ではふるさと創生基金繰入金と同様に、在京下

郷の集いの中止に伴い、参加料を85万円減額するものであります。

町債につきましては、普通交付税の本算定に伴い、発行可能額が確定しましたことから臨時財政対策債を1,309万円増額するもので、過疎対策事業債につきましては、先ほども説明を申し上げましたとおり、新たな法律の制定に伴い、1億6,980万円を計上するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。総務費でございますが、一般管理費では駐在員視察研修の中止に伴い、研修旅費を166万4,000円減額し、文書広報費では過疎対策事業債の財源措置に伴い、防災無線戸別受信機整備事業について財源内訳の補正を行うものであります。

財産管理費では、下郷町公共施設等総合管理計画改定業務委託料328万9,000円を計上しております。この業務につきましては、平成28年度に策定しました下郷町公共施設等総合管理計画について、現在策定作業を進めております個別施設計画の内容を反映させるなど、その見直しを行うもので、令和3年度に限り特別交付税により財政措置が講じられることとなっております。

企画費では、会計年度任用職員に係る報酬、共済費、旅費に合わせて63万円を減額するものであります。これは、先ほどご説明申し上げましたマイナポイント事業の補助対象期間の延長に伴い、この減額分を諸費において国庫補助金を財源措置し、増額するものであります。

同じく企画費では、令和4年度からの地域おこし協力隊新規隊員募集に係る広告料を55万円計上しております。

交通対策費では、過疎対策事業債の財源措置に伴い、会津・野岩鉄道施設整備事業について財源内訳の補正を行うものであります。

下郷ふれあいセンター費では、加圧給水ポンプユニットの取替えなど施設修繕料を411万2,000円計上し、諸費では民生費、衛生費に係る国庫支出金等の精算により、超過交付に係る償還金を946万6,000円計上しております。

財政調整基金積立金につきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の需要に備えるため積立金を1億円増額するものです。

教育施設整備基金積立金につきましても、同様に5,000万円を増額するものであります。

ふるさと創生事業費では、さきにご説明を申し上げました在京下郷の集いの中止に伴い、その事業費265万3,000円を減額し、過疎対策基金積立金につきましては、過疎対策事業債であります。特別事業分3,500万円を基金に積み立てるものであります。

農林水産業費でございますが、農業振興費では先ほど説明を申し上げました凍霜害緊急対策事業補助金を歳入と同額の32万4,000円計上するもので、この事業につきましては町農業再生協議会が主体となり実施することを予定しております。

土木費でございますが、初めに県道下郷会津本郷線ではありますが、その整備を促進するため新たな協議会を設立し、要望活動等を行ってまいりたいと考えているところであります。土木総務費では、その関連予算として補助金2万円を計上いたしましたので、

ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

道路維持費では、今後の所要額を精査し、除雪車両の雪寒整備等に係る修繕料を149万8,000円増額し、また町道大内小屋前線木製防護柵損傷に伴う安全対策工事に要する経費など、工事請負費1,000万円を増額するものであります。

道路新設改良費では、過疎対策事業債の財源措置に伴い、町道落合左走線道路改良事業について財源内訳の補正を行うものであります。

橋梁維持費では、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の需要に備えるため橋梁整備基金への積立金を1億円増額するもので、定住促進住宅建設費では過疎対策事業債の財源措置に伴い、定住促進住宅宅地造成事業について財源内訳の補正を行うものであります。

消防費でございますが、非常備消防費では南会津地方広域市町村圏組合負担金を125万1,000円減額するものであります。なお、同組合に係る負担金につきましては、令和2年度国勢調査の速報値により人口割分を調整するなど、総務費、衛生費、商工費、教育費においてもそれぞれ所要の補正を行い、一般会計総額140万6,000円の減額となるものであります。

教育費でございますが、社会教育総務費では刈林区民館の屋根塗装工事に係る集落集会施設等整備補助金を24万6,000円計上し、併設する消防屯所につきましては消防費、消防施設費において消防施設整備補助金を2万9,000円計上しております。なお、両事業とも補助対象経費の2分の1を補助するものでございます。

文化財整備費では、過疎対策事業債の財源措置に伴い、中山風穴地特殊植物群落整備事業について財源内訳の補正を行うものであります。

公債費でございますが、平成22年度借入れの臨時財政対策債について、10年ごとの利率見直しにより、元金及び利子について所要の補正を行うものであります。

予備費につきましては、本補正に伴い、収支の調整を図るものであります。

議案第48号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ2,367万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,525万7,000円とするもので、今補正につきましては令和2年度決算に伴う繰越額の確定により、所要の補正を行うものであります。

議案第49号 令和3年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ68万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,565万5,000円とするものであります。今補正につきましては、令和2年度決算に伴う繰越額の確定により、また後期高齢者医療保険料の歳出還付に要する経費を計上するなど、所要の補正を行うものであります。

議案第50号 令和3年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ9,131万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,187万7,000円とするものです。今補正につきましては、令和2年度決算に伴う繰越額の確定や介護認定審査会への令和2年度における審査件数の確定により、また国庫支出金などの額の確定に伴い、その返還に要する経費を計上するなど、所要の補正を行うものであります。

議案第51号 令和3年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,056万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,870万6,000円とするものであります。今補正につきましては、令和2年度決算に伴う繰越額の確定により、また国道118号小沼崎バイパスの整備に伴う高岡地内における水道本管移設工事に要する経費を計上するなど、所要の補正を行うものであります。

以上、本定例会にご提案いたしました議案等についてご説明を申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第4 請願・陳情

○議長（小玉智和君） それでは、日程第4、請願・陳情を議題といたします。

陳情第4号 トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書提出の陳情についての件を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第4号の件は、会議規則第36条の規定に基づき、朗読を省略したいと思います。お手元に配付しました陳情書の写しにてご承知願います。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第4号 トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書提出の陳情についての件を産業厚生常任委員会に会議規則第87条及び第90条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

日程第5 産業厚生常任委員会所管事務調査報告

○議長（小玉智和君） 日程第5、産業厚生常任委員会所管事務調査報告の件を議題といたします。

この件につきましては、会議規則第73条の規定に基づき、別紙のとおり常任委員会により報告書が提出されておりますので、報告書の写しをもって報告といたします。

日程第6 休会の件

○議長（小玉智和君） 日程第6、休会の件を議題といたします。

お諮りします。9月9日及び10日は議案思考のため、9月11日は土曜日のため、9月12日は日曜日のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、9月9日、10日、11日及び12日の4日間を休会とすることに決定いたしました。再開本会議は9月13日であります。

議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小玉智和君） それでは、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。(午前10時42分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年9月8日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和3年第3回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	令和3年9月8日			
本会議の会期	令和3年9月8日から9月15日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和3年9月13日	午前10時00分	議長 小玉智和
	散会	令和3年9月13日	午前11時49分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 湯 田 純朗	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 湯 田 純朗	12番 小 玉 智和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井哲	総合政策課長 玉川武之
	税務課長兼会計管理者 荒井康貴	町民課長 只浦孝行	健康福祉課長 弓田昌彦	農林課長 湯田英幸
	建設課長 猪股朋弘	教育委員会教育長 湯田嘉朗	教育次長 湯田浩光	代表監査委員 渡部正晴
	農業委員会事務局長 大竹浩二			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 室井節夫	書記 室井徳人		
	書記 芳賀沼崇正			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和3年第3回下郷町議会定例会議事日程（第2号）

期日：令和3年9月13日（月）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 請願・陳情

委員会報告

（産業厚生常任委員会）

陳情第4号 トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の
再検討を求める意見書提出の陳情

追加日程第 2 議会改革特別委員会報告について

追加日程第 3 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

日程第1 一般質問

○議長（小玉智和君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 議席番号2番、小椋淑孝、通告に基づき一般質問させていただきます。

質問の内容については1点、町職員についてでございます。町政を発展させていくためには、町職員による斬新なアイデアや創意工夫が絶対的に必要なところであり、日頃から職員の皆様方の努力に敬意を表します。

さて、町には町職員の定数が条例で定められておりますが、現在はこの定数を大きく下回っているようです。職員数が少なければ、当然ながら人件費もかからなく済むというメリットがありますが、その分職員一人一人の業務量が増えて、かなり負担を与えることとなります。職員の採用については、定年退職される職員数を見越して採用されていることは思いますが、ここ数年、多くの職員が途中退職しているようですが、この途中退職によって業務量などに影響が出ている課、係などはないのかどうかをお伺いします。

また、少ない職員数でたくさんの業務をこなしていくには、職員それぞれの工夫、そして副町長、教育長、課長、現状把握と理解が必要であると思っておりますが、近年、他市町村のまねごとではなく、下郷町独自の工夫でこういった効率化を図っているものがあればお聞かせください。

また、途中退職された職員数は、20代、30代、40代、町の貴重な人材が失われ、非常に残念であると思っておりますが、町職員が多数退職するようになったのは星學町長になってからだという話があります。それまでは、3年から4年に1人いるかいないかであった。それが星學町長が就任してからの2期8年の間に十数名もの職員が辞めているようです。このうち二、三人は結婚により町外に転出したためのようでございますが、その他辞めた方から話を聞くといろいろと原因があったようです。

そこで、町長にお伺いしますが、このように多くの町の貴重な人材が失われていく現状について何が原因であるとお考えなのか、ご回答お願い申し上げます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えいたします。

町職員についてでございますが、各課等における人員配置につきましては、業務量等に応じ適切に配置しておりますが、職員個々の事情により年度途中で退職となってしまった場合には職員数が減となることから、係員一人一人に分担される業務量は増加してしまうこととなりますが、各課長の下、課員、係員がお互いに協力し、業務を分担しながら仕事に当たっております。

また、現在、効率化を図っている業務につきましては、例年11月から翌年2月まで実施している当初予算編成の業務がこの時期の業務ウエートの大部分を占めていることや、限られた財源を有効的に配分することを目的として、令和3年度当初予算編成時から各課に一般財源を配分する予算編成の方式を導入し、職員の負担軽減や業務の効率化を図ってきたところであります。今後も各種業務の内容を的確に把握し、課題や問題点を洗い出しながら、業務の効率化に努めてまいりたいと考えております。

結びになりますが、職員の早期退職につきましては、議員のおただしのとおり、貴重な人材が失われていくことは誠に残念なことでございます。退職の理由につきましては、事情も様々であり、個人の尊厳を守るためにも、この場で明確に申し上げることは難しいものでございますが、今後も職員の業務内容や業務量を注視し、よりよい職場環境をつくり、健全な行政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 再質問させていただきます。

途中退職される職員がいれば、やはり業務内容は各課で分担しながら皆さんで行っている。やはりそれは個人個人、負担が増えるということでありまして、今回、税務課職員が1人産休でお休みに入ったと聞いています。そもそもこの職員は異動する前、総務課、それで総務課に行きましたが、今回人事異動で税務課に異動になったのですが、最初から産休に入るということは分かっていたのではないかなど。税務課が1人少なくなる。税務課に対しては、強く言いますが、2年前に課税誤りがありました。そこで、二重チェックの体制を取る、同じミスを犯さない、そう言っているにもかかわらず人が1人少なくなったということは、そのチェック体制にまた不備が出るのではないかなどという危惧があります。これで本当に大丈夫なのでしょうか。

また、今回、監査意見書のほうに載っております、国土調査の件で指摘をされております。最終日に代表監査委員から説明があると思っておりますが、当初予算でも国土調査に関しては職員1人の給料等載っているにもかかわらず、農林課職員が兼務をして行っている。やはりこれは職員負担でありますし、当初予算で1名の定員の予算を組んでいるにもかかわらず専門職、どうしてここに1人充てないのか。やはりそれは職員数が足りないというふうには私は判断いたします。兼務している職員も新人職員がやっているというのも聞いておりますので、その辺で本当に職員数は足りているのかどうかというのをもう一度お伺いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 小椋議員に対しましての税務課の勤務体制、産休によって職員が1人少なくなったということについての再質問については、税務課長からまず説明させまして、その後私から答弁させます。

それから、国土調査については、その後答弁しますから、よろしくをお願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、税務課長、荒井康貴君。

○税務課長兼会計管理者（荒井康貴君） 議員おただしの税務課の状況についてご説明申し上げます。

私も令和3年4月から税務のほうに来ました。昨年度末と比較しますと、1名増で4月スタートいたしました。議員おただしのとおり、課税誤りの件、大変申し訳ありませんでしたけれども、令和2年度末とただいま現在の人数は変わりございません。4月の段階で産休の時期も分かっておりましたので、4月の段階から準備しながら進めておりました。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） ただいま税務課長がおっしゃったように、おめでたの職員ですから、当然前もって分かっておりましたので、その辺も配慮して配置しておりますので、ご了解願いたいと思います。

それから、国土調査の関係でございますが、国土調査につきましてはいろいろ進めておりましたけれども、その地域、地域によっていろいろな問題を抱えております。そうした問題が解決しないと進むことができなくて、なかなか調査をする段階でないところもございまして、その辺は了解していただかないと、事情が事情ですので、お願いします。

それと、ここで言っているのかどうか分かりませんが、三位一体の改革と内閣でやっていたね。そのときには行政改革、そして地方税、交付税の削減、減収、減税、そういう時代に、やはり行政改革として3課にして仕事をすると、係も減らすというようなことがございまして、その当初から国土調査係というのが1つの係にまとめられたというのが現状でございます。今後、大切な調査でございます。そうしたことを十分に配慮しながら、これからその事業に取りかかっているかなければならないと私は思っています。しかし、現実的には前町長から引き継いだ職員人数、あるいは財調基金の関係、これを守り通すということが私の基本姿勢で、8年前の議員の質問にお答えしたことがあります。ぜひこれを守り抜いて、そして健全の財政で行政を執行してまいりたいと、これが私の考えでございます。よろしくをお願いします。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 再々質問をさせていただきます。

今の町長のお話ですと、8年前から前町長の意思を受け継いで職員数を増やすという

ことはせずに健全にやっていくと、そのお話分かりました。しかし、町長が職員時代だった頃と現在の仕事量、業務量とでは多数、量が増えているのではないかと私は感じております。そこで、私も役場内職員の皆様に声をかけて歩いたときに、ある職員の机の脇には山のように書類があって、話を聞いて、いろいろ夜中まで残業している。それは時期があるので、その時期までに間に合わせなければいけないのでやるしかない、そこに負担はあるのは自分でもしようがないというふうにおっしゃった職員もいますが、やはり確かに各課でカバーし合いながらお仕事をされていると思いますが、もう少し創意工夫という点でいけばいろいろな方法があるのではないかと思います。ご存じかどうか分かりませんが、お隣の南会津町さんでは、評価証明書については法務局でできるために、そちらでやってもらうように一本化しています。7月からです。そうしますと、町の負担が少しでも減るわけなのです。そういうアイデアがあって、町独自で対応を考えていかなければならないというふうに私は思うわけです。仕事量は増えていく一方だと私は思っています。コロナ禍になって対策、そういうのも一つの仕事の増だと思っておりますし、今いる職員数で絶対間に合っているのかと思えば、私は絶対的に足りないと思っております。私も数年前にも職員のサービス残業について何度かおたじましたし、その辺はやはり職員がいるから町の行政サービスができる、そのためには若い20代、30代40代のせっかく入った職員が辞めていく、この現状どうにか打破しなければ、下郷町役場に入れば辞めるのだ、周りからそう思われても仕方ないのですけれども、せっかく入った若い職員が、辞める原因は確かに人それぞれあると思うのですが、そこを育てていかなければ職員一人一人の負担も増えますし、減ったことによって行政サービスにミスが出るかもしれないのです。

ですので、私こういうふうに強く言いますが、町で優秀な人材が失われていくのは残念だと町長も言いましたが、表向きの原因で片づけずに、反省すべき点は反省するというふうに思うのですが、町長、その辺はどうお考えなのか、答弁よろしく願います。

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 小椋議員の再々質問にお答えしたいと思います。確かに小椋議員がおっしゃっていたとおり、仕事量というのは年々、年々増えている感じは私します。当時私も職員であったことを思い出すと、非常に増えてきているなど、こう感じてはおります。しかし、やはりその書類の提出期限や、あるいは一つの計画をつくって県のほう、国のほうに提出して承認を得るとかということになりますと、どうしても限られた職員が担当することになってしまう。1つの計画を3人か4人でやってしまうと、ばらばらになってしまうことがあるのです。ですから、非常にその仕事量が増えてくるという場合が想定されます。全部が全部その仕事ばかりではないですよ。そういうことが確かにあるのです。私も経験があるから、そう言うのです。ですから、1人の人がまとめないとなかなかできない仕事もあるということをご理解いただければと思いますけれども、非常にその辺はこれから仕事の分担、仕事の方向性によってそれが分担できることは分担できると私は思っています。

それから、いろいろなやり方があるのではないかと。多分評価証明書あたりは法務局でできるかもしれません。固定資産の評価でね。それは確かにそうだと思います。ですから、その表は必ず法務局に送って、そして法務局でも出せますよと、町の税務課でも出せますよというシステムになっているはずなのです。ただ、評価替えというのは3年でやるわけですから、その3年ごとに法務局へ出して、そして証明していただくということだと思いますから、その辺は他町村のほうのやり方を勉強させていただいて、以前私も係のときはやっていました。ですから、そういうこともできますので、その辺は十分にこれからの研究課題として取り組んでいけばと思います。

それから、サービスの的には、非常に窓口サービスいろいろございますので、その辺については十分に今後職員に徹底して、町民の皆様のサービスは十分にご理解していただくようにひとつやっていく、業務を遂行していくということのをこれから職員に指導してまいりますけれども、やはり町民からすればそれは少ないのではないかと、人数が少ないからできないのではないかとということもありましようが、それを十分に把握しながら人数を決定していきたいと、こう思います。ただし、今再任用制度というのがありますから、その再任用制度の、本当にキャリアの人がいっぱいおりますので、そのキャリアの人たちに十分に業務をこなしていただければ必ず町民のサービスは低下しないと私は思っていますので、よろしくご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか。

○2番（小椋淑孝君） ありません。

○議長（小玉智和君） これで2番、小椋淑孝君の一般質問を終わります。

次に、6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 議席番号6番、玉川邦夫です。一般質問をさせていただきます。

大きく2つでございます。1つ、介護職員が安心して働ける環境づくりを。先週の閲覧板に「介護職員募集！」というチラシが入っていました。特別養護老人下郷ホームからの募集内容でした。ある職員に尋ねると、常時ハローワーク等でも募集は行っているようですが、今回はかなりせっぱ詰まった事態にあったのかもしれませんが。こうした介護職員の募集は、隣接する町村からも新聞の折り込みで目にすることが多くなっています。私ごとになりますが、自分の親を介護するようになって初めて介護職員のありがたさやご苦労を実感しています。現状を見ると、介護職員を希望する方々が非常に減少傾向で、しかも若い方々が少ないそうです。さらに、就職して二、三年で辞めてしまう方が離職者の7割近い状況にあるということです。高齢者が今後増えていく中で、本町にとってもますます介護人材の確保が難しくなってくるでしょう。こうした事態を食い止めるためにも、行政がどう取り組もうとしているのか伺いたいと思います。

1つ、まず本町にある訪問介護事業所の状況を教えていただきたいと思います。それぞれ何人体制で訪問介護が行われ、その職員の年齢構成はどのようになっているのかであります。

2つ目、在宅介護をされている方々にとって、訪問入浴介護は最もありがたいサービ

ス事業です。しかし、職員が少ないために皆さんそれぞれの負担も大きいようです。こうした実態を踏まえ、今話題になっている介護ロボットや介護補助具等の補助金による導入支援は検討できないものかであります。

3つ目としまして、介護職員の募集に当たっては、事業所と話し合う機会を持ち、一緒に介護職のイメージアップを図るための事業を展開していくときであります。様々な職種の方々や、学生や社会教育を巻き込んだプロモーション事業などで後押しすることを行政に期待したいのですが、いかがでしょうか。

大きな2つ目です。豊富な自然エネルギーを再生可能なエネルギーに。我が町のよさ、すばらしさを発見しようをテーマにして、自然豊かな町内の名所を歩くという活動を子供たちと実践しております。地域ぐるみで頑張っている芦ノ原の棚田、山からの豊富な伏流水を利用した養魚場、農業や生活に欠かせない用水路と先人の苦勞、さらには歴史街道ウォークを通しての森林浴など、自然体験の教材として下郷町は事欠きません。見方を変えれば、何とすばらしい財産を持っている町なのだろうということが出来ます。その中で、必ず子供たちに話す内容があります。住民にも忘れ去られようとしている番屋川発電所と花の郷発電所のことです。6年前、限りある資源エネルギーの有効活用を図るため、年間約110万キロワットアワーの電気量を持つ小水力発電所が2基されていることです。県はもとより、全国でも数少ない再生可能エネルギーの推進地域として誇れるものではないでしょうか。

そこで、2つ質問をいたします。1つ、現在の2つの発電所の状況を伺います。まず、場所を提供している地域への恩恵はどうか。

2つ目として、三峰川電力会社という定期的な話し合いはされているのか。

大きな2つとして、町づくりにおける土地利用基本構想の視点から、下郷町の自然や地域にマッチした小水力発電所という再生可能エネルギーの今後の普及について、町長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えします。

大きな1点目の介護職員が安心して働ける環境づくりでございますが、議員ご指摘のとおり、各事業所とも介護職員の確保に苦慮しており、今回下郷ホーム隣組回覧で募集チラシを配布したもの、ハローワークの募集のみでは人材確保に苦慮していたことから、より町内の方が目にする隣組回覧を利用した経緯がございます。このような状況の中で、高齢者の介護を担う人材の確保が喫緊の課題であることは十分認識しております。1つ目の議員のおただしの本町における訪問介護事業所の状況でございますが、本町には下郷町社会福祉協議会指定居宅サービス事業所と南会津ケアセンターの2つの事業所がございます。それぞれの訪問介護のサービスの実施体制は、下郷町社会福祉協議会指定居宅サービス事業が10名体制で、40代が4名、50代が2名、60代が4名の年齢構成で行っており、南会津ケアセンターが4名体制で、30代が2名、60代が2名の年齢構成で行っております。

2つ目の訪問入浴介護サービスにつきましては、下郷町社会福祉協議会指定居宅サービス事業所は8名体制、30代が2名、40代が2名、50代が3名、60代が1名で行っており、職員の方の体力的な負担もあるようです。このような中、福島県より各事業所に対し、福島県地域医療介護総合確保基金事業での介護ロボット導入支援の事業補助についての情報提供がなされておりますが、事業者からは今年度の要望はありませんでした。その状況を分析しますと、介護ロボットはまだ開発途上であり、実用性や運用後の費用対効果が様々な課題があるようでございます。これらのことから、今後の状況を鑑みながら検討を重ねていかなければならないと考えております。

3つ目の介護職員の募集につきましては、本町における介護職員確保に向けた取組として、介護保険施設等の人材の安定確保を図るため下郷町介護職員養成事業を実施し、介護職員初任者研修課程の研修費用の一部を助成しており、これまで平成25年度から7名ほど本事業で養成しております。また、その事業としましては、広域的な取組として福島県より委託を受けた福島県社会福祉協議会が人材確保事業や職場体験事業を実施しております。今後とも町としても各事業所や福島県などの関係、関連と連携を図りながら、介護職員の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、大きな2点目の豊富な自然エネルギーの再生可能なエネルギーでありますが、まず1つ目の現在の2つの発電所の状況につきまして、地域の恩恵でありますが、こちらは直接的なものとしては中山花の郷発電所における借地料が大沢区に毎年支払われており、番屋川発電所につきましては素掘り農業水路ベンチフリューム設置をしていただきました。集落の維持管理の低減が図られております。間接的なものとしては、町の固定資産税と河川使用料、道路占用料などが挙げられます。また、学校のエネルギー学習の場として活用されております。さらに、両発電所とも150キロワット程度の出力でございますので、直接下郷町の家庭に届けるということではございませんが、一般家庭的に600世帯分の電気を賄っております。

次に、株式会社水三峰川電力との定期的な話し合いはなされているのかという点につきまして、現在は新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での話し合いという場は設けることができず、担当者レベルでの電話やウェブ会議での打合せ程度にとどまっておりますが、定期的に新たな小水力発電の設置可能箇所の選定などについて話し合いを行っております。また、三峰川電力代表取締役、幾島渉様におかれましては、平成29年度より本町のふるさと大使としてご活躍をいただいております。

結びに、2つ目の小水力発電所の今後の復旧でありますが、おただしのおり、当町には豊富な水量を誇る河川や用水路が多数ございます。環境への負担が少なく、持続可能なクリーンエネルギーとして小水力発電の導入を推進し、脱炭素化に向けた取組を強化してまいりたいと思います。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 再質問させていただきます。ありがとうございました。

まず、第1問、最初の年齢構成と人員体制。ちょっと私の情報不足だと思うのですけ

れども、社協のほうとケアのほう、2つの事業所、JAさんはどこに入られるのか、私もそこちょっと分からなかったもので、教えていただきたいと思います。実は私、非常に私ごとですけれども、JAさんのほうを経由でケアマネジャーに大変お世話になっているのですけれども、本当に数名で、だんだん辞めちゃったりしていると。大変回す、毎日在宅介護をされているところもあるわけですけれども、本当に休みなくという、常勤に等しい。ヘルパーさんというのは非常勤の扱いで、そういう面ではお手当のほうもぐっと低いわけですけれども、またこれがないと常勤では当然、社会福祉協議会のほうのあちらのほうの職員も賄えないわけですけれども、非常に少ない状況で動いている。データによると、高齢者、2025年、間もなくですけれども、介護職員が全国で38万、本県では6,000人不足すると。これを考えると、下郷町での今在宅訪問されているヘルパーさんの足りているのかどうかという、そこをもう一度お尋ねします。足りているのか、本当にいっぱいいっぱいなのか。話によると、ヘルパーさんも高齢化して大変であるという悩みを抱えているようですので、足りているのかどうか。いる人数だけでやらなければならない、そこには介護サービスがおろそかになるという結果になると思うのですけれども。

それから、もう一つは、人口が減って総人口も減って、これちょっとある方に、誰とは申しません。聞いたら、長期展望に立つとちょっと怖いと思うのが、高齢者は間違いなく減少していきます、600人ほど。これは第8期の事業計画にも出ているわけですけれども、600人。総人口は2,000人近く減るというデータで、20年後、ということです。高齢化率はむしろ56%、46%、50。ですから、安易に高齢者はもうどんどん減っているわということではこれからちょっと、展望を持ったときに訂正していかないと。じっくり考えないと。とにかく介護者が減っていく。私たち、何か介護を頼むとすると週に1回来るか来ないかになりそうだという、そういう私自身個人的に危機感を持つぐらいですから、その辺をちゃんと楽観しないで捉えていただきたいというふうに思います。

2つ目としては、ロボットが出ました、今開発途上国でいろんなところ試行錯誤で手を挙げてやっているという。開発途上なのだろうなど。それにしても、開発している人たちは現場の介護の先輩たちの意見を取り入れながらいろいろやっている。多分いろんな介護機器、補助機器が、用具がこれから出ると思うのですけれども、県の補助、助成金もあるようですが、県としても、いや、町行政としても貸し出すというような項目で、できるだけそういう労働に、軽減できるような関わりを今後していただければなというふうに思っております。中には、西会津、例を挙げますけれども、夜間の介護ということで見守りシステムが導入されるとか、そういうこともどんどん出ています。見守りは、民生委員方、本当に骨折ってやってくれている。私身近にいるものですから、聞くチャンスあると。ただい、介護になった状態、この辺になると非常に難しい。夜中とかいろんな時間帯で。その中で、民生委員だけではない、町ぐるみで見守っていかなければならないというふうに思っております。

3つ目としては、ちょっと横文字でプロモーション、総合政策課あたりも観光のためにプロモーションに出ましたね。今現在やっていらっしゃるの分かります。学校に行っ

たりしてもお話を聞いたり、あるいは職場体験ということで、その老人センターに行ってそういう活躍の場面を拝見したりというところを何かされているそうです。究極は介護職員、将来お年寄り、お世話になったじいちゃん、ばあちゃんを面倒見るような仕事に就きたいと、そういうような職業指導につながっているわけですがけれども、どうもいまいち、だからといって介護職員が増えているかというところが増えていない。途中で辞める若い人がいっぱいいる。現実とちょっと見たお話だけでは、厳しさを言っただけでは駄目ですが、非常に見えない部分があって、ああ、こんなだったら私辞めますという、そういう若い世代の離職者が増えている。そこで、私はプロモーションというふうで、うちの事業所3つ、4つあるわけですがけれども、関わっている事業者、そういう人たちを登場させながら、年寄りとの関わりを映像等で流しながら目に触れさせる。これは子供、学校教育だけではないのです。社会教育。あとは、町で予防的な教室も開いてもらっています。これは包括支援センターという形で。あるいは、介護者の集い。介護している方々を集めて。大変すばらしいなど。こういうところにもそういう人材が眠っていますので、60、70になっても元気で、10年ぐらい介護してあげる、仕事就けるよという人材も眠っていますので、そういうところにも活用するような、プロモーション事業というのでしょうかね、ぜひ強く進めていただければなというふうに思っております。

大きな柱で、三峰川電力会社の事業。これは私子供たちと、ただ残念なのは、場所は見学するのですが、中に入れない。大きな仕組みが何とも見えない。そういうことで、ちょっと町民には当然忘れ去られようとしているのかなというふうに思っています。あの電力会社2つあることによって、本町は年間300から400世帯ぐらいのを賄えるような電力を送っているわけですので、こういう下郷町のような自然には非常にマッチした事業かなというふうに思うのです。ぜひ話し合い、今は顔を見て話し合うなんてことは私だって考えていない。やっぱりテレビ等での会議で三峰川さんと情報交換したり、あるいは私としてはもう一基ぐらい、適切な場所がありそうなので、そういう関わりをちょっと持っていったらどうかなというふうに思っております。これは国でも力を入れて、最初、当初であった花の……失礼しました。いわゆる我が町の中山にするというのをね、あの花の郷発電所、ちょっと数日前見学に行きましたら、名残はあるのです。あそこを一つの案内場所に、ステーションにして、商店も、食堂さんにもぎわいを持つきっかけになると。写真はちょっと貼った名残があって、DVDの機械のようなものがあるのですが、今はここ数年全く使っていない。入ったら、自然の花の写真はありますけれども、あとは食べて帰る。実はあそこに発電所のスタートが。国はそこまで見込んでいたようには思うのです。国とか会社は。その発信が機能していないというのに気づきました。ぜひこれは三峰川会社さんにも、町も大変でしょうけれども、管理しながら、下郷町にこんな発電あるのだよ、およそ1キロ車で下っていくと大沢のところに行きますので、そういった発電のPRもこの中に多分入っています、狙いとしたら。ぜひもう一度検討していただきたいと思っております。

2つ目に、土地利用構想です。これにももう出ておりました。前回説明はいただきま

した、過疎債の中で。その中でしっかりうたっている。下郷の豊かな自然は再生可能エネルギーの宝庫であると、省エネルギーや木質バイオマスの再生可能エネルギーの国の助成を検討していくということもしっかりうたっていて、これは町民の意識につながれるのかなど。具体的な活動をしなくて文字だけで終わってしまうのですが、いろんな形で町民の意識を高めていくということは大事かなど。学校、家庭、地域でのエネルギー学習の場として当然使われているというのはもう私も承知しております。ぜひ学校教育関係も含め、社会教育関係も含め、この貴重な小水力エネルギーとの発電所、チャンスがあればどうかもう少し前向きで、普及についてご検討いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番の玉川邦夫議員の再質問にお答えしたいと思います。

1つは、介護職員が安心して働く環境づくりで、介護職員が足りるのかとか、ホームヘルパーがされているのかと、介護サービスがおろそかになるのではないかと、町の8期の計画に沿ってやっていただくような再質問でございます。また、介護機器の、軽減ができるようなものを使ってという、また見守り隊のシステムを町ぐるみでやってほしいと、また介護施設の職場体験、職業指導、そういうことをひとつお願いしたいという再質問でございますけれども、まず国の社会保障の問題が出てくるのです。介護は十分にやらなくてはならないと、介護職に当たる方の保障はやっていただくのかということから議論が始まると思うのです。ですから、介護保険料というのを計算して見直しをかけたりして皆さんにご負担をいただいて、社会保障の部分は決めていくこととなります。ただし、またこの保障をしたからといって介護職に就くのかというと、まだまだこれは我々自身もはっきりしたことが分かりませんけれども、今の若い人の考え方がどうであるのかという分析もしなければなりません。募集はかけております。下郷ホーム、南会津会の介護関係に就職していただきたいということで募集をかけておりますけれども、いずれにしても待機者が多いのです。この待機者が解決しなければこの問題は解決しないと思うのですけれども、いずれにしても介護職員の保障の問題、それを充実することが我々の務めだと私は思っていますので、その辺をお考えになっていただくようにひとつお願いします。高齢者率がだんだん高くなっていきます。そうしたところで、そのように働いていただく職場が雇用の促進につながるように私も努力してまいりますので、ご了解いただきたいと思います。また、子供たちにもそうした職場の体験を学習していただいて、就職するときには介護職員でよかったなど、将来もいいなということになっていただければと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

それから、自然エネルギーの電力事業の関係で再質問いただきましたけれども、小水力発電所はご存じのとおり2基ついています。調査は7か所やっているはずですが、その中の2基を実施していただいたと。効率のいい場所として2基ついています。ですから、これから三峰川電力さんといろいろな面で、その電源の出力の問題は多少大小あろうか

と思いますけれども、経費のかからない、管理のしやすい、そうした小水力発電もあるのではないかと、こういう計画づくりも、新エネルギービジョンの中でもそうしたもので町としては考えている計画がございますので、そういうところを三峰川さんと十分に協議しながら進めることも大切ではないかと、こう思っております。ただ、今コロナ禍で会社訪問をできない、担当者のほうはウェブ会議でやっているそうですけれども、なかなか面会して社長とお話しするということは今のところは控えたいと、こう思っていますので、ぜひ今後自然エネルギーの関係は考えていかなければならない。そして、現在設置してある場所について、見学する場合は担当の会社員がおりますから、そのところをお願いすれば必ずその内部のほうも見られるようになりますから、そのようにしていただければと思います。まずは、もう少し看板等設置することも会社等をお願いして、ここに小水力発電があるのですよというようなところもぜひ見ていただければと思いますけれども、なかなか場所が場所ですから、子供たちが1人で行くようなところではないのです。ですから、それはご理解いただかなければならないと思いますので、よろしくご理解いただければと思います。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありますか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 最後に1点お話し申し上げます。

ケアマネジャーとお話しすることがありまして、1点だけなのですけれども、ヘルパーさん、介護職員の方々は一生懸命やっていると。こんな介護サービスがあるのだということはまだ住民が分かっていない。該当していない、介護者いないところはますますそうなのかもしれないけれども、私みたいに、当然介護対象者が出たものですから非常に、こんなサービスもあるのだよ、こういうサービスもあるのだよ、どうぞご利用くださいというようなPRがちょっと足りないのです、どうぞ行政さんなんかにもお願いできたらなど。実は介護というのは、認定受けるわけですけれども、認定何度、5とか4とか、うちのおふくろは5でございましたけれども、起こった時点からもう介護してほしいのです。今倒れて、痛い、痛い。それが、はい、分かりましたということで申請の手続に入ります。申請しないと何度か分かりません。補助が分からないわけですけれども、補償の。でも、今欲しいと言っても、介護をあしたから来れますかと、そういうお客様結構、窓口に行くのかな、あれはどうやっていいか分からない、そのときはやっぱり安心させてあげて、まだ認定はされないけれども大丈夫だよと、後でいいんだからと、そんなふうにして、やっぱり介護するほうは必死でございますので、そういった心の負担をほどいてあげると。それが窓口かなというふうに思います。後でというかね、その辺りゆっくり申請作ってもらうというようなことで。私は、申請のためにおろおろしたのです。でも、ケアマネジャーに聞いたら、大丈夫、大丈夫、大丈夫という。あの一言でとっても安心したのですけれども。認定の手続に来たのは、退院するときでも電話して、いついらっしゃるのですかということで1週間後に来ていただいて感謝しますけれども、まずは介護してほしいというのは、認定もそうだけれども、あした介護欲しいという、そういう客が多いのだということもちょっと片隅に置いていただければと、

お願いも含めてです。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、再々質問にお答えしたいと思いますけれども、ヘルパーさんのサービス、PR、ケアサービス、申請手続、しっかりとやっているようですというお褒めの言葉をいただきましたけれども、介護認定の見直しをしなくてはならないと思うのですよね。これは地方自治体では、我々の自治体ではできない。ですから、サービスの内容を具体的に不出していかないと、介護認定にここが当てはまる、ここが当てはまらないというようなことはケアマネジャーさんの言葉、文言だけではなかなか判断しにくいところなのです。やっぱり家庭で介護しているとそこら辺が難しい。家庭では、いや、これは多分こうでしょうといっても、ケアマネジャーさんのほうで、いや、まだまだ大丈夫ですよと言ったら、それでその話が途切れてしまう場合もあるのですから、その辺を十分に幅広く、ケアマネジャーさんと申請書に至る手続の間のシステムといつかね、この内容を具体的に幅広く取っていただくと。そうすると、ショートにしましょう、長期にしましょうというものが十分に対応できるということになりますから、これからそうした事業について十分に県、あるいは国に対してもう一度見直してくれというようなことも必要ではないかと思っていますので、ぜひ努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか。

○6番（玉川邦夫君） 以上でございます。

○議長（小玉智和君） これで6番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。

それでは、ただいまより休憩いたします。再開は11時10分といたします。（午前10時59分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午前11時10分）

次に、8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） 皆様、おはようございます。議席番号8番の星輝夫でございます。今回も一般質問を行わせていただきます。

なお、今回3項目ほどございまして、小沼崎バイパス開通による渋滞対策について、2つ目に町民体育館の今後の方向性について、3つ目に湯野上地区観光施設整備及び土地の登記について、この3点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

1番目、小沼崎バイパス開通による渋滞対策について。国道118号に架かる二川橋、幅5メートル60センチ、国道121号に架かる湯野上橋、幅6メートル、橋の幅が狭く、大型車が同時に対向できない状態にあります。大内宿へ観光目的で向かう大型バス等も対向できない状態となっており度々見られます。町民の安全を守るためにも、新たな橋を設けて渋滞緩和を図ることが必要だと考えますが、町長さんは国や県に要望する考

えがあるかをお伺いいたします。

2番目、町民体育館の今後の方向性について。町民体育館は耐震不足で、緊急時に使用できないと回答を得ております。さきの定例会では、耐震工事を実施する場合には概算で2億円から3億円の費用がかかる見込みとなっております。検討委員会を立ち上げ、県の専門家と協議を進めていくとの答弁がありましたが、現状ではどのように進んでいるかお伺いいたします。

また、東日本大震災から10年がたち、全国的にも災害が頻繁に発生しております。耐震補強工事は緊急性を要する事業だと思われませんが、町民体育館の今後の方向性を示していただきたいと思えます。

3番目、湯野上地区の観光施設及びその土地の登記について、数年前、湯野上字居平乙地内で観光施設整備のため、地権者立ち会いの下、境界の確定が行われました。その際に境界、面積を確定するために要した測量等の費用は幾らだったのか。また、観光施設整備で土地の境界、面積が明確になったと思えますが、その地権者の方から町で登記をしないのかという話が出ております。町で登記する考えがあるのかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、星輝夫議員のご質問にお答えいたします。

大きな1点目の小沼崎バイパス開通による渋滞対策でございますが、現在、整備が進む国道118号小沼崎バイパスについては、昨年2月に田代トンネル678メートルの貫通式が行われ、本年度に入り下郷大橋上部工343メートルのアーチリブも併合し、橋梁としての形が見え、さらには田代地区の現国道部工事も行われ、小沼崎バイパスの全景が徐々に見えてきたところでございます。このようにバイパス工事の進捗が図られ、路線の供用開始が実現味を帯びてきますと、新道と現道に関する車両通行の動線変化についても具体的な検討が必要であると考えております。この件につきましては、県において既存の道路や道路構造物の状況を踏まえて、バイパス開通後における車の流れがどのようになるか、新たな問題が発生していないかなど考察されてきたところです。議員もおただしのとおり、国道118号二川橋や国道121号湯野上橋は昭和30年代に竣工し、60年以上経過した橋であり、橋梁の有効幅員も狭いことから、大型車両の対面交通がスムーズに行われず、大型車両同士の擦れ違いができないことなどを把握しているところでございます。小沼崎バイパスのみが通過する時期と、小沼崎バイパスと湯野上バイパスも含めた4工区全体が開通する時期での状況も大きく違うと思われませんが、今後、会津縦貫南道路と接続する周辺道路における課題については、渋滞等の解消と併せ、バイパス開通後の問題点などを整理しながら、引き続き国や県に要望していく考えでありますので、よろしくご理解をお願いいたします。

次に、大きな2点目の町民体育館の今後の方向性でございますが、令和2年第3回定例会におきまして、星議員から町の防災計画の見直しについてご質問がございました。その際に、町民体育館は耐震性の不足で避難所としては使用できないため、下郷町公共

施設個別施設計画を策定した上で、今後の利用等も含め、施設の在り方について検討を進めますという答弁をさせていただきました。また、本年6月定例会の一般質問におきましても、今後のスケジュールといたしまして、公共施設を利用する関係団体の代表者などから構成する下郷町公共施設個別施設計画検討委員会を立ち上げ、町民体育館のみならず、町の公共施設の在り方についてご検討をいただく予定となっておりますとお答えをさせていただきました。さらに、6月定例会では、県の専門官と協議しながら検討委員会で検討すると答弁しておりますが、現在、南会津建設事務所担当官において、平成23年度の耐震調査での書類を確認していただいているところであります。今後、書類の確認が終わり次第建物の調査に入りますが、下郷町公共施設個別施設計画検討委員会で協議された内容に沿った中のご指導をいただくようになっております。前回も申し上げましたとおり、町民体育館につきましては昭和49年に竣工し、46年が経過しております。平成23年度に耐震検査を実施した際、D判定と診断され、大きな震災があった場合は倒壊する危険性が高いとの診断結果が示されております。耐震化した場合の金額については、あくまでも概算金額でございますが、2億円から3億円程度の費用がかかると見込んでおります。下郷町公共施設個別施設計画につきましては、既に第1回の検討委員会を7月27日に開催し、将来の方針などについて委員の方々からご意見やご提案をいただき、内容の修正や改正を進めておるところでございます。本年9月末までの策定を目指しております。このことから、計画の詳細につきましては検討委員会の審査をいただきました上でお示しをしていく考えでございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、大きな3点目の湯野上地域観光施設整備及びその土地の登記についてございますが、まず居平地区の境界面積の測量につきましては、平成28年度に湯野上居平地区測量業務委託といたしまして、地方創生交付金626万4,000円を活用して実施しております。この測量により、地権者の立ち会いの下、境界面積を確認しておりますが、一部については境界未確定の土地もございました。おただしの町での登記につきましては、町の登記を行うにはまず用地買収が必要となります。湯野上地区の観光施設等の整備につきましては、観光、交流の拠点として重要なものであると考えており、現在のところは大島地区の駅前エリアの整備を着実に進めているところでございます。居平エリアにつきましては、当初の計画もありますが、そのほかにも空き家活用など様々な方策を考えて考えてまいりますので、今後の財源確保やランニングコスト、将来を見据えた地域の在り方などを勘案し、用地買収及び登記の件も含め、事業実施に向けさらなる検討を重ねてまいりたいと考えております。湯野上地区の整備につきましては、壮大な計画であるため、事業の実施には時間を要しておりますが、着実に一步一步進めてまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方にもご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目の小沼崎バイパス開通による渋滞対策についてでございますけれども、ただいまの答弁の中で要望していくというけれども、新しい橋に対して要望していくの

かどうか、お聞かせ願いたいと思います。今の現状で、新型コロナウイルス関係で大型車両、大型バスが減少傾向にあります。しかし、これは元どおりになると思うのです。そこで、今バイパス工事、急ピッチで進んでおります。私は、その前に要望すべきと思っています。それから、先般、所管の産業厚生常任委員会で橋を見て、見学してきました。そのときに県の道路課長さんが同席しまして、私が話ししました。このバイパスができたときには大渋滞発生しますよと。なぜならば、国道118号の二川橋、それに121号線の大内宿入り口の湯野上橋、今現状で狭いですよと。そこで、新たな橋を設けて要望したいと私話ししましたら、分かりましたと言いました。そこで、私も今から8年前から一般質問で行っております。国道、県道。しかし、町では国道、県道は要望できないということで、私個人で南会津警察署、県のほうに行つて要望しております。それから、この前ある新聞で、紙面で見ました。町長さんが載っている紙面でありました。やはり今後、国に対して、県に対して要望へ行くときには、やはり議長さんを含めて、そして意見書を添えて私は要望活動を行つてもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

2つ目の町民体育館の今後の方向性についてでございますけれども、検討委員会、メンバーができたと言われておりますけれども、そのメンバーというのはどういったメンバーで、任期は何年くらいの任期あるのか、その点をお知らせ願いたいと思います。あの町民体育館のある場所というのは、広場、土地、安全な場所だと私は思っています。なぜなら、傾斜地でないのです。そこで、江川地区のため、そして町民のために利用価値のできるような、そういった施設、改築でも何でも、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、3つ目の湯野上地区の観光施設整備及び土地の登記関係についてでございますけれども、登記関係で、土地の調査関係で約620万円くらいかかったと聞いておりますけれども、私はそれ以前にある大学に観光施設整備事業ということでかなりの支出、出していると思ひます。そこで、今回土地の所有者が出て、自分の土地、買収目的ではなく、出て境界は決まっていると、そこを何とか登記できないかと、ただそれだけなのです。買収してくれという、そういう目的は、湯野上の人を持っていないという、そういう。私、言われた人にはそう思つております。ですから、その点もひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、星輝夫議員の再質問にお答えいたします。

今議員さんがおただしのおり、小沼崎バイパスや湯野上バイパスが開通すれば、当然あの田代地内、寄上地内は渋滞することは間違いございません。二川橋も議員おっしゃったとおり幅員が狭いです。湯野上橋も狭いです。渋滞対策は必要だと私は考えておりますが、いずれにしても県道であったり、国道であったりします。ですから、現在進めていただきます湯野上会津高田線の道路改良、それから大内宿の駐車場の整備、

これをやるのが渋滞対策にまず早道ではないかと私は思っています。今の県道、国道を改良するには私の権限ではできませんけれども、しかし要望はしていきたいと思えます。しかし、コロナ禍で要望をするところはございませんので、結局ウェブ会議でお願いするとか、そういう時点でやっていますが、写真で見えていますというけれども、私がどういう要望の写真だか、それは分かりませんが、私は要望活動は400号国道の昭和の村長さんが行ったときに、会長さんですから、400のときに、そのとき行っていますけれども、それ以外は実際はやっておりません。文書等で担当課が要望している。それは会津総合開発の要望だと思えますけれども、それも会津総合開発の会長さん、あるいは副会長さんでやっているはずですから、その辺はご理解、間違いのないようにしていただきたいと思えます。実際小沼崎バイパスが完成しますと、それは渋滞になります。間違いのないのです、これは。ですから、それを早めに解決するためには、まず湯野上会津高田線を早くしていただくと、それから大内宿の駐車場をもっと大きくするとか、工夫をするということが私は先だと、こう思っていますので、ぜひ協力していただきたいと思えます。

それから、町民体育館の関係につきましては、検討委員会のメンバーについては担当のほうから、課長から説明させます。実際やっぱり町民体育館については耐震が不足しているというようなことはずっと前から、私の町長の前から分かっているわけですから、その対応についてどのようにするかということは何も検討委員会で、検討していただいたその結果に基づいて対応していくことは当然ですが、私の私案としては、やはり災害があったときには湯野上の公民館を利用していただくというようなことを考えて、あの渡り廊下をやはり体育館と離して、壊して、そして公民館で待機していただくということが一番早道なのかなと思えます。それから、町民体育館の取壊しにつきましては、やはり取壊しのための基金を創設して、それを基金を積立てして、その金額になったときに考えていくということにすれば負担のかからない、一気に負担がかからないように、町民に、そういう考えで私は私案として今持っております。

それから、湯野上の居平地区については、公共事業で行うものですから、個人的な境界の問題について決まらなければそれは仕方がないのです。決まったときにはそれは公費で使って、立会いをして計画したものですから、そのときに決まらなければまたその分だけ公費を使ってやるということについてはまだまだ協議が必要だと思えますから、そこをご理解いただければと思えますので、ぜひ実現のために、これからコロナ禍、その中で、今後コロナが収束するということも見込んで、ぜひともひとつ入湯税がいっぱい入るように、そのようにしていきたいと思えますので、ご協力ください。お願いします。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 8番、星輝夫議員のご質問にお答えを申し上げます。

下郷町公共施設個別施設計画の検討委員会についてのご質問でございましたが、この検討委員会につきましては、9名の委員さんをもって構成がなされてございます。その

9名でございますが、下郷町観光協会の会長さん、下郷町PTA連絡協議会の会長さん、下郷町区長協議会の会長さん、下郷町体育協会の会長さん、町消防団の団長さん、下郷町赤十字奉仕団の委員長さん、そして学識経験者として湯田靖夫さん、また議会からは総務文教、産業厚生、両常任委員会の委員長さんにもご参画をいただいております。合わせて9名の委員で構成がなされてございます。この検討委員会につきましては、先ほど町長答弁にございましたとおり、7月に第1回目の検討委員会を開催させていただいたところでございます。検討委員会につきましては、今年度3回予定をしておりましたが、第2回につきましては8月に1回を開催する予定でございましたが、これは新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を踏まえまして、当初対面での開催を予定しておりましたが、こちらにつきましては書面での開催とさせていただいたところでございます。第3回目の検討委員会につきましては、9月を予定しておりましたが、こちらにつきましては本定例会閉会后とはなりますが、そちらの日程で現在のところ調整をしておりますので、よろしく願いいたします。

あと、任期につきましては、この個別施設設計画、令和2年度からの繰越事業ということで実施をさせていただいてございますが、こちら9月末を策定の目途としてございます。そちらに合わせた形で委員の方々にも様々なご意見いただくこととしておりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありますか。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） それでは、2点ほど再々質問させていただきます。

まず、1点目の小沼崎バイパス開通による渋滞対策並びに町民体育館の今後の方向性についてでございますけれども、町長さんが3期目を目指して出馬すると聞いておりますので、この件を公約にしてもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 星輝夫議員の再々質問の内容については、ちょっと控えさせていただきます。よろしくお願ひします。御了解ください。

○議長（小玉智和君） 8番、星輝夫君、いいですか。

○8番（星輝夫君） はい。それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか。

○8番（星輝夫君） はい。

○議長（小玉智和君） これで8番、星輝夫君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程の追加

○議長（小玉智和君） お諮りします。

過般、産業厚生常任委員会に付託の陳情第4号 トリチウム等を含むALPS処理水

の海洋放出方針の再検討を求める意見書提出の陳情につきましては、9月8日開催の産業厚生常任委員会において審査を終了し、その結果について産業厚生常任委員会委員長より請願・陳情審査報告書の提出がなされております。また、議会改革特別委員長より議会基本条例についての報告書が提出されております。さらに、一般質問が本日で全部終了いたしましたので、明日9月14日を議案思考のため休会にしたいと思います。以上の3点につきましては、去る9月6日開催の議会運営委員会で協議されました議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題にすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

(資料配付)

○議長(小玉智和君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 請願・陳情

○議長(小玉智和君) これから追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。

産業厚生常任委員会に付託の陳情第4号 トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書提出の陳情については、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、小椋淑孝君。

○産業厚生常任委員長(小椋淑孝君) 産業厚生常任委員会委員長の小椋淑孝でございます。

皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第89条第1項の規定により報告申し上げます。

記といたしまして、付託年月日、令和3年9月8日。件名、陳情第4号 トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書提出の陳情。審査の結果、採択とすべきものと決しました。審査日、令和3年9月8日。出席委員は、玉川邦夫君、佐藤盛雄君、星和志君、湯田純朗君、そして私であります。欠席委員は星輝夫君であります。

以上、報告申し上げます。

○議長(小玉智和君) これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第4号 トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書提出の陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号 トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書提出の陳情についての件は、採択することに決定いたしました。

追加日程第2 議会改革特別委員会報告について

○議長（小玉智和君） これから追加日程第2、議会改革特別委員会報告についての件を議題といたします。

議会改革特別委員会に付託の議会基本条例についての報告については、お手元に配付のとおり審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長、玉川邦夫君。

○議会改革特別委員長（玉川邦夫君） 議会改革特別委員会委員長の玉川邦夫でございます。皆様のお手元に配付しております報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の議会基本条例について調査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第73条の規定により報告いたします。

また、付託された調査事件のその他議会に関する条例等の見直しについて、これについては引き続き調査、検討してまいります。

記としまして、件名、議会基本条例について。調査の結果、下郷町議会基本条例を設定すべきものとした。調査期間、令和2年9月11日から令和3年8月26日。調査した委員は、山名田久美子君、小椋淑孝君、星能哲君、星昌彦君、星和志君、そして私であります。

以上、報告申し上げます。

○議長（小玉智和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議会基本条例についての報告についての件を採決します。

この委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、議会基本条例についての報告は報告書のとおり決定いたしました。

追加日程第3 休会の件

○議長(小玉智和君) これから追加日程第3、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日9月14日は議案思考のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、明日9月14日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了でございます。

再開本会議の議案審議の日程は9月15日であります。

議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長(小玉智和君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 配付漏れなしと認めます。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さまでございました。(午前11時49分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年9月13日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和3年第3回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	令和3年9月8日			
本会議の会期	令和3年9月8日から9月15日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和3年9月15日	午前10時00分	議長 小玉智和
	閉会	令和3年9月15日	午後2時15分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 湯 田 純朗	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 湯 田 純朗	12番 小 玉 智和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井哲	総合政策課長 玉川武之
	税務課長兼会計管理者 荒井康貴	町民課長 只浦孝行	健康福祉課長 弓田昌彦	農林課長 湯田英幸
	建設課長 猪股朋弘	教育委員会教育長 湯田嘉朗	教育次長 湯田浩光	代表監査委員 渡部正晴
	農業委員会事務局長 大竹浩二			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 室井節夫	書記 室井徳人		
	書記 芳賀沼崇正			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和3年第3回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：令和3年9月15日（水）午前10時開議

開	議		
日程第 1	報告第 3号	専決処分の報告について (専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について)	
日程第 2	報告第 4号	令和2年度下郷町健全化判断比率等について	
日程第 3	議案第38号	令和2年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 4	議案第39号	下郷町過疎地域持続的発展計画の策定について	
日程第 5	議案第40号	人権擁護委員候補者の推薦について	
日程第 6	議案第41号	人権擁護委員候補者の推薦について	
日程第 7	議案第42号	南会津地方土地開発公社の解散について	
日程第 8	議案第43号	下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定について	
日程第 9	議案第44号	下郷町過疎対策基金設置条例の一部を改正する条例の設定について	
日程第10	議案第45号	下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について	
日程第11	議案第46号	橋梁補修工事（湯野上橋）請負契約について	
日程第12	議案第47号	令和3年度下郷町一般会計補正予算（第2号）	
日程第13	議案第48号	令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
日程第14	議案第49号	令和3年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
日程第15	議案第50号	令和3年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）	
日程第16	議案第51号	令和3年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第17	議員提出議案第6号	豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について	
日程第18	議員提出議案第7号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について	
日程第19	議員提出議案第8号	トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書の提出について	
日程第20	議員提出議案第9号	下郷町議会基本条例の設定について	
日程第21	議員派遣の件		
散	会		
閉	会		

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

ただいまの出席員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 報告第3号 専決処分の報告について

(専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について)

○議長（小玉智和君） 日程第1、報告第3号 専決処分の報告について（専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を議題といたします。

職員に報告第3号を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長（小玉智和君） 本件について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） おはようございます。初めに、今定例会におきましては度重なる訂正が生じたこと、大変申し訳ございませんでした。今後はさらに注意をしますまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ご説明を申し上げます。議案書の1ページでございます。報告第3号 専決処分の報告について（専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について）でございますが、2ページをお開きいただきまして、本件につきましては本年6月25日、合川字三斗蒔地内において発生した公用車による自動車事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

その内容でございますが、1の損害を賠償し、和解する相手方につきましては、記載の内容をご確認いただきたいと思っております。

2の損害賠償の額でございますが、過失割合は相手方が80%、町側が20%であるため、相手方損害額12万7,842円の20%、2万5,568円としたものであります。

3、事故の状況でございますが、令和3年6月25日午前10時55分頃、合川字三斗蒔地内において公用車がラインガルテン下郷に向かう際、国道289号線から町道塩生上ノ原9号線へ右折したところ、同町道から同国道に進入する自家用車が公用車右側運転席ドアに接触したものであります。なお、本件については損害賠償の額を上記のとおりとして、各当事者とも将来にわたり一切の異議の申立て、請求訴訟等を行わないこととし、相手方との協議が調いましたので、令和3年8月23日付で専決処分をしたものであります。

今後におきましても事故防止に努めてまいりたいと考えております。このようなご報告になりましたこと、大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） 司さんはけがなどはしなかったのかどうか。ちょっと話聞きますと入院しているという話を聞いたのですけれども、それは別な病気かどうか分かりませんが、そこら辺よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

それでは、農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） おはようございます。ただいま8番、星輝夫議員の質問にお答えいたします。

この事故により相手方のけがという中身は、相手方の方と話しましたが、そういう事実は確認しておりません。ただ、別件で病気ということで今の状態になられているといううわさは聞いておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、質問ではないのですが、当該職員のほうにはこちらの課のほうでも注意及び指導のほうを行っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

○8番（星輝夫君） 分かりました。

○議長（小玉智和君） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は法令に基づく報告でありますので、ご了承願ひます。

これで、報告第3号 専決処分の報告について（専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を終わります。

日程第2 報告第4号 令和2年度下郷町健全化判断比率等について

○議長（小玉智和君） それでは、日程第2、報告第4号 令和2年度下郷町健全化判断比率等についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本件について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

議案書の3ページでございます。報告第4号 令和2年度下郷町健全化判断比率等についてでございますが、本報告につきましては地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項より及び第22条第1項の規定により、令和2年度本町の健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

4ページをお開きいただきまして、中段にあります表でございますが、実質赤字比率であります。これは一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。令和2年度の一般会計等の実質収支額は4億3,056万1,000円の黒字決算となりましたので、同じく4ページの(2)、個別意見、①、実質赤字比率については、令和2年度の実質赤字比率は算定されないとの意見をいただいております。

次に、連結実質赤字比率であります。これは全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。令和2年度の全会計の実質収支額は5億8,758万9,000円の黒字決算となりましたので、5ページの②、連結実質赤字比率については、令和2年度の連結実質赤字比率は算定されないとの意見をいただいております。

次に、実質公債費比率であります。これは一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。令和2年度の実質公債費比率は6.4%となっており、5ページの③、実質公債費比率については早期健全化基準の25%と比較するとこれを下回っているとの意見をいただいております。

次に、将来負担比率であります。これは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。算定された将来負担額は52億1,093万5,000円、それに対する充当可能財源等は60億2,784万1,000円でありましたことから、5ページの④、将来負担比率については、令和2年度の将来負担比率は算定されないとの意見をいただいております。

同じく5ページとなりますが、(3)の是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はないとの意見をいただいたところであります。

次に、6ページを御覧ください。中段にあります表の資金不足比率であります。これは公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率でございます。(2)の個別意見では、①の簡易水道事業特別会計、②の農業集落排水事業特別会計ともに資金不足が発生しないため資金不足比率は算定されず、良好な状態にあると認められるとの意見をいただいております。(3)の是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はないとの意見をいただいたところであります。

以上ご説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長(小玉智和君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は法令に基づく報告でありますので、ご了承願ひます。

これで報告第4号 令和2年度下郷町健全化判断比率等についての件を終わります。

日程第3 議案第38号 令和2年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定 について

○議長(小玉智和君) 日程第3、議案第38号 令和2年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本件につきましては決算審査意見書が提出されておりますので、説明を求めます。

代表監査委員、渡部正晴君。

○代表監査委員(渡部正晴君) 令和2年度下郷町各会計決算審査意見。訂正が若干ございますので、そちらのほうを先に申し上げます。16ページの総括意見の中の下から7行目、括弧書きで「下郷町統合インフラマネジメント」と書いてありますけれども、「マネジメント」の誤りでございました。失礼しました。

それでは、1ページのほうからご説明申し上げます。1番の審査の方針並びに2番目の審査対象の会計、3番目の審査の期間はお手元の資料を御覧になっていただいて、読み上げは省略させていただきます。

2ページの、審査の結果、1、決算の概要でございます。(1)、歳入歳出の状況。令和2年度一般会計及び特別会計合計額の決算状況は、次の「表1 決算額の総額」、「表2 決算額の対前年度比」及び「表3 実質収支の状況」に示すとおり、総合計額は歳入で81億3,448万8,000円、括弧の中身についても省略させていただきます。歳出で75億3,907万円、前年度決算額に比べ歳入は10億5,886万1,000円の増加、歳出も9億4,859万3,000円増加しており、歳入歳出差引き5億9,541万8,000円の剰余金が生じております。

なお、本年度の剰余金5億9,541万8,000円から繰越財源782万9,000円と前年度の実質剰余金4億2,157万3,000円を差し引いた単年度収支額は1億6,601万6,000円の黒字となっております。

表の中身については御覧になってください。省略いたします。

右側3ページの(2)、一般会計の決算状況でございます。令和2年度一般会計の歳入歳出決算額は、歳入で61億3,687万7,000円、歳出で56億9,848万7,000円で、歳入歳出差引き4億3,839万円の剰余金が生じております。

なお、本年度の剰余金4億3,839万円から繰越財源782万9,000円と前年度の実質剰余金2億7,040万5,000円を差し引いた単年度収支額は1億6,015万6,000円の黒字となっております。

4ページ、次に歳入歳出の各款別の状況は、次の「表4 歳入・歳出の款別状況」のとおりでございます。

5ページのほうに行きます。(イ)、歳入、歳入決算額は61億3,687万7,000円で、前年度に比べ10億9,069万7,000円増加し、予算現額に対する執行率は99.0%となっております。前年度に比べ、町税は1,532万6,000円の減収となっております。配当割交付金や交通安全対策特別交付金は減少しましたものの、地方譲与税が631万9,000円の増加、地方交付税が1億4,410万6,000円増加し、経常収支比率が改善する一因となりました。国庫支出金は、公共土木施設現年災害復旧費補助金が前年度比5,210万7,000円の増加、新

型新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金が2億5,538万6,000円の増加などにより、全体で10億4,310万8,000円の増加となりました。寄附金は、ふるさと納税等の増加により288万円の増加、繰入金は基金等繰入金の減少により2,433万4,000円減少しております。町債は、緊急防災・減災事業債が9,180万円の減少をしましたことで、全体で5,274万7,000円の減少となりました。

(ロ)の歳出でございます。歳出決算額は56億9,848万7,000円で、前年度に比べ9億8,628万9,000円増加し、予算現額に対する執行率は91.9%となっております。前年度に比べ、総務費はシステム移行手数料の増などにより3,098万1,000円の増加となりました。民生費は、特別定額給付金事業の増などにより5億9,101万8,000円の増加となりました。土木費は、橋梁補修工事や除雪委託料の増などにより2億8,395万7,000円の増加、消防費は広域市町村圏組合負担金の減などにより1億373万4,000円の減少、教育費については小中学校エアコン設置事業の減などにより3,783万6,000円の減少となりました。災害復旧費につきましては、災害復旧工事費の増で3,703万6,000円の増加となっております。

6ページに行きます。(3)、特別会計の決算状況。国民健康保険特別会計等5つの特別会計が設置されており、その決算総額は歳入で19億9,761万1,000円、歳出で18億4,058万3,000円になっておりまして、特別会計全体を前年と比較しますと歳入が3,183万6,000円減収し、歳出は3,769万6,000円減少しております。

各特別会計の決算状況の概要は次のとおりでございます。①、国民健康保険特別会計。国民健康保険特別会計の決算状況は、次の「表5-1 国民健康保険特別会計の決算状況」のとおりであります。決算額は、歳入が前年度比5.2%、4,181万3,000円、歳出が2.9%、2,143万9,000円それぞれ減少しております。

また、この制度の加入者である被保険者数の推移につきましては、次の「表5-2 国民健康保険被保険者数の推移」のとおりであり、令和2年度中は52人の減少となりました。

国民健康保険税収入の推移につきましては、次の「表5-3 国民健康保険税収入の状況」のとおりであります。令和2年度末の収入未償額は6,457万3,000円となり、前年よりも807万円改善されております。

②、後期高齢者医療特別会計。後期高齢者医療特別会計の決算状況は次の「表5-4 後期高齢者医療特別会計の決算状況」のとおりであります。

また、後期高齢者医療被保険者数の推移につきましては、次の「表5-5 後期高齢者医療被保険者数の推移」のとおりでございます。令和2年度中は27人の減少となりました。

8ページのほうに参ります。後期高齢者医療保険料収入の推移につきましては、次の「表5-6 後期高齢者医療保険料収入の状況」のとおりでございます。

③、介護保険特別会計。介護保険特別会計の決算状況は、次の「表5-7 介護保険特別会計の決算状況」のとおりでございます。決算額は、歳入が前年度比0.2%、219万3,000円の増加、歳出が2.8%、2,355万5,000円減少しております。

介護保険料収入の推移につきましては、次の「表5-8 介護保険料収入の状況」の

とおりであります。収入済額 1 億 5,308 万 1,000 円、収納率は 94.2% となりました。収入未償額は昨年度より 128 万 8,000 円増加して、計 948 万 8,000 円となっております。高齢化社会の進展に伴い、今後もサービスの利用増が見込まれることから、収納率向上とともに計画的かつ安定的な財政運営に努められたいと存じます。

9 ページのほうに参ります。簡易水道特別会計でございます。簡易水道事業特別会計の決算状況は、次の「表 5—9 簡易水道事業特別会計の決算状況」のとおりでございます。決算額は、歳入が前年度比 1.3%、249 万 8,000 円、歳出が 1.3%、249 万 8,000 円それぞれ増加しております。

簡易水道使用料の収納状況につきましては、「表 5—10 簡易水道使用料の収納状況」のとおりでございます。収入未償額は現年度の滞納繰越分と合わせて 7,520 万 7,000 円となり、前年度と比較して 19 万 7,000 円増加しております。使用者負担の公平性を確保するために、さらなる徴収努力を望みたいと存じます。

簡易水道事業関係公債費の状況につきましては、次の「表 5—11 簡易水道事業関係公債費の状況」のとおりであります。年度末における公債費残高は、9 億 5,656 万 5,000 円と前年度より 1 億 855 万 8,000 円減少しております。

10 ページに移ります。農業集落排水事業特別会計。農業集落排水事業特別会計の決算状況は、次の「表 5—12 農業集落排水事業特別会計の決算状況」のとおりであります。決算額は、歳入歳出それぞれが前年度比 1.8%、47 万円増加しております。これは、農業集落排水処理施設維持維持修繕が発生したため増加となりました。

農業集落排水使用料の収納状況については、「表 5—13 農業集落排水使用料の収納状況」のとおりでございます。

農業集落排水事業関係公債費の状況につきましては、次の「表 5—14 農業集落排水事業関係公債費の状況」のとおりでございます。年度末における公債費残高は 5,430 万 5,000 円と前年度よりも 554 万 7,000 円減少しました。

11 ページ、大きな 2 番の財政の運営状況でございます。財政運営の状況を示す基本的指標の一つであります経常一般財源の状況及び性質別決算額の状況並びに実質公債費比率の状況は次のとおりであります。

(1)、経常一般財源の状況。令和 2 年度における経常一般財源の収入額は、次の「表 6 経常一般財源の推移」に示すとおり総額で 30 億 5,782 万 1,000 円で、前年度よりも 1 億 8,168 万 1,000 円増収しております。

12 ページ、(2)、歳出の性質別状況でございます。歳出決算額は、経費の性質別に区分すると次の「表 7 性質別決算額の状況」のとおりでございます。

性質別決算額の構成を見ますと、義務的経費 28.0%、投資的経費 20.8%、その他の経費 51.2% となっております。義務的経費の決算額は 15 億 9,660 万 4,000 円となり、前年度に比べ 6,022 万 3,000 円増加しております。主なものとしまして、人件費の決算額は 1 億 1,828 万 4,000 円増加しており、主な理由としましては会計年度任用職員等の賃金が扶助費及び物件費から人件費に移行されたものでございます。扶助費の決算額は、賃金廃止に伴う臨時保育士補助員等の賃金の減などにより 4,978 万 4,000 円減の 2 億 8,701 万

8,000円となっております。

13ページに行きます。投資的経費の決算額は11億8,370万7,000円となり、前年度に比べ1億8,490万8,000円増加しております。主なものとしまして、普通建設事業費の決算額は1億4,787万2,000円増となり、要因としましては橋梁補修工事費が2億8,127万円の増などがありました。その他の経費の決算額は29億1,817万6,000円となり、前年度に比べ7億4,115万8,000円増加しております。主なものとしまして、物件費の決算額はシステム移行手数料や新型コロナウイルス感染症対策に要する経費などで3,900万8,000円の増、補助費の決算額は特別定額給付金などで5億4,288万2,000円の増となっております。

(3)、実質公債費比率の状況。実質公債費に関する状況は次の「表8 最近5年間の実質公債費の状況」のとおりでございます。

令和2年度決算における実質公債費比率は6.4%となり、前年度に比較して0.1ポイント悪化しました。公債費の増大は、財政硬直化の要因の一つであります。将来にわたる財政の健全性の確保に十分配慮して、今後とも起債導入には慎重な取組が望まれます。

以下、文言の説明文ですので省略させていただきます。

14ページ、3、財産管理の状況。下郷町公有財産、物品及び基金の状況は適正に整備、管理されております。

令和2年度中の主な増減は次のとおりです。

(1)、建物。行政財産、姫川団地A棟143.63平米、姫川団地B棟、143.63平米。

(2)、基金運用の状況。基金の決算時の現在高は、次の「表9-1 基金運用状況」のとおりでございます。

基金の総数は19であり、本年度の積立金は3億4,911万1,000円、取崩し額は3億9,374万6,000円、差引き4,463万5,000円の減少となり、令和2年度末現在高は25億5,696万1,000円となっております。また、財政調整基金の年度末残高の推移は、次の「表9-2 財政調整基金の推移」のとおりでございます。本年度末の残高は13億3,714万5,000円となっております。

隣のページに行きます。(4)、公金の保管状況。公金は、次の金融機関に預け入れ、管理されていることを確認しました。内訳は次の「表10 金融機関別内訳」のとおりでございます。

下の財政力指数から以下も言葉の説明でございますので、16ページの頭まで省略させていただきます。

大きな5番としまして、総括意見でございます。

①、令和2年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算額は、関係諸帳簿及び諸書類と合致しており、決算計数は正確であると確認しました。

②、歳計現金についても関係諸帳簿及び現金、預金等を照合した結果、誤りはありませんでした。

③、財産は関係諸帳簿及び証書類と符合しており、管理も良好なものと認められました。

④、歳入歳出とも違法、不当なものは見当たりませんでした。

⑤、予算執行及び経理事務は適正に処理されております。

不納欠損処分について。不納欠損処分を行った中で固定資産税の滞納が含まれており、差押え等が必要と思われる事案が見受けられました。一方、住宅使用料や簡易水道使用料の一般債権については、時効の援用はないということから時効にはできないということで不納欠損できないというものも多く見受けられ、今後新地方公会計制度が適用されればこれらの不良債権は整理しなければならなくなり、早めの対応が必要と思われます。

下郷町公共施設個別施設計画について。下郷町公共施設個別施設計画につきましては、昨年も指摘しましたが、今年度は順調に進められております。下郷町統合インフラマネジメント計画も策定され、今後3年間の財政見通しも立ってきたことから、さらなる検討を続けていただきたいと存じます。

また、今後修繕等で莫大な費用が必要になることから、基金を創設する方向で検討されたいと存じます。

国土調査についてでございます。国土調査は、一部にまとまらないケースがあることから、次の地区に進めないということがありました。結果、次の予定地になっている地区は一体いつになったらできるのかということで、そういうのが分からない状態と聞いております。近隣の町村の意見、あるいは県に対処方法等を相談しながら進めていただきたいと存じます。

育英貸付資金についてでございます。育英貸付資金については5人の滞納者がおり、123万3,000円が滞納となっております。また、行方不明者3人で82万7,000円ございます。借主が行方不明の場合でも、連帯保証人に支払いを求める等の早急な対応が必要ではないかと思えます。

以上、厳しい財政状況の中、町税等の自主財源の確保など安定した財源の確保に努め、引き続き事業の効率化、重点化を図り、本庁の目指す未来創生交流のまちを実現するため、第6次下郷町総合計画に定められた各種施策を推進し、住民福祉の向上と安全、安心な町づくりにより一層の努力を期待するものであります。

以下、参考意見としてつけておりますけれども、御覧になってください。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。

なお、質疑に対する答弁は決算を議会の認定に付するため、提出者である町長及び決算審査意見書を提出されました監査委員に対し求めるものでご了承願います。

ご質疑ありませんか。

3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君） まず、冒頭にコロナ禍の審査業務をされました両監査委員に対しまして、誠にご苦労さまでございました。

意見書の15ページをお開きください。財政指標の中の自主財源比率は高いほど、財源基盤の安定性などの自主性が高いと示されておりますが、次の質問をいたします。

まず最初に、平成30年度と比較して、令和元年度、そして2年度と悪化しているように直感されますが、これはいかがでしょうか。

2番として、もし悪化されていれば、その要因はどこにあるのか教えていただければ幸いです。

また、次に16ページをお開きください。16ページの中段の不納欠損処分のところ、新地方公会計制度が適用されれば住宅使用料や簡易水道使用料のいわゆる一般債権について不納欠損にはできないと言われておりますが、次の2件について質問させていただきます。

まず最初に、新制度との内容についてお知らせいただきたいと思います。

また、2番目に何年度ぐらいから適用されるのか。

分かる範囲で結構でございますので、よろしく願いいたします。

質問を終わります。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 3番、佐藤勤議員のご質問にお答えを申し上げます。

私からは、決算審査意見書のほうの15ページ、自主財源比率についてお答えを申し上げます。今議員おただしのおり、平成30年度自主財源比率が41.6%であったものが、令和2年度においては28.9%と12.7ポイント、こちら悪化してございます。この要因でございますが、令和2年度と平成30年度、この比較で申し上げますと、令和2年度につきましては、こちら依存財源が大幅な増額となっております。この依存財源につきましては、新型コロナウイルス感染症関連の国庫支出金でございますが、地方創生臨時交付金、こちらが2億5,500万円、そして1人10万円の定額給付金関係、こちらが5億5,000万円、これらの金額が大幅に増加しましたことから依存財源が大幅な伸びとなったものでございます。歳入の中の自主財源、依存財源の割合でございますので、依存財源が増えればそれに合わせて自主財源のほうは数字が下がってくるというような状況でございますが、なおこの自主財源減少の要因でございますけれども、これにつきましてはやはり自主財源の中で、町税でございますが、こちらにつきましては固定資産税、償却資産関連でございますが、こちらが30年度と2年度を比較しますと、3,130万円ほどの減少となっております。なお、自主財源のうち平成30年度につきましては会津のふるさと市町村圏基金、こちらの返還金7,000万円ほどございました。この返還金が減額になったことによりまして、以降の年度につきましては自主財源が下がるというような要因にもなってございます。また、自主財源のうちの繰入金でございますが、こちらは財政調整基金等の繰入額によりまして変動が生じますので、これらが大きな要因となりまして30年度対令和2年度では12.7ポイント数字が開いたというようなことでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉智和君） 建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの3番、佐藤勤議員の質問にお答えさせていただきます。

新地方公会計制度の内容と適用時期ということでございました。内容につきましては、今まで特別会計というものでやっていたものが、いわゆる公会計法の適用を受けるとい

う形に進むようになります。いわゆる会計の期間のほうが、4月から3月という形で、きれいにその3月の末日で閉めるというような内容になりますので、今まで支払いとかの部分が5月までの出納閉鎖までとかいう流れがあったのですけれども、それは完全に3月末で止めて次の年度に移行するというような内容になります。移行の時期ですけれども、令和6年4月1日から運用するようになりますので、それまでに昨年度からそれに移るための委託を展開している最中でございます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 3番、佐藤勤君、再質問はありますか。

○3番（佐藤勤君） 再質問はございません。ありがとうございました。

質問を終わります。

○議長（小玉智和君） それでは、3番佐藤勉君の質問を終わります。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） 16ページの国土調査についてなのですが、一部にまとまらないケースがあると載っておりますけれども、こういった内容だか分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま8番、星輝夫議員の質問にお答えいたします。

現在町国土調査業務についてでございますが、着手をしまして認証まで至っていない地区は田代区、芦ノ原区、枝松区、3行政区ございます。そのうち、田代区におきましては2地区あるのですが、2地区のうち1地区は認証済みで、残り1地区については会津縦貫南道路の工事完了後に実施するという予定になっているため、実施できない状況となっております。芦ノ原区につきましては4地域に分かれておりまして、2地域が認証済みであり、残り2地域が未認証となっております。地権者間での境界の承諾を得られていないという中身で、今後協議が必要となっております。最後、枝松区におきましては3地域ございますが、いずれも現在未認証という形で、1地区については地権者の了解が得られずに一部未調査の状態となっております。残り2地区につきましては、一部境界の確定を令和2年度実施いたしましたので、今後地権者との閲覧を行いまして、認証へ向けて進んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 8番、星輝夫君、再質問ありますか。

○8番（星輝夫君） 分かりました。

○議長（小玉智和君） それでは、8番、星輝夫君を終わります。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 質問させていただきます。

意見書17ページ、育英貸付資金について、5人の滞納者、行方不明3名、これ昨年とまるっきり一緒です。これに関して、徴収するなり、今回は連帯保証人に支払いを求める早急な対応が必要であると書かれていますが、この1年間でどのような対応をしたのかお聞かせください。

あと、事務報告書18ページ、指定状況の中で香精さんと、A I T E C H N O L O G Yさんの有効期間が平成32年度まで、3月と12月となっているのですが、これは終了となっているのか、継続になったのか、ちょっとお聞かせください。

62ページ、防災関連の整備状況の中で、災害対策備蓄食糧、これはどのようなものを購入したのか、避難所感染対策、パーティションだったと思うのですが、ちょっともう一度どういう内容だったのかお聞かせください。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えいたします。

この件につきましては、昨年度もご指摘されましたとおり、1年間の間、どんな対応されたかということでございますが、主に親族の方へ直接連絡いたしまして納付の依頼などを行うような対応を行いました。結果的に貸付金の回収に努めてまいりましたが、今後も監査委員からご指導いただきましたとおり、連帯保証人に対しましてはそのような納付の依頼等を行っておりませんので、債権の回収を進めていく考えでございますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えしたいと思います。

18ページにありますふくしま産業復興投資促進特区に関することということで、枠内に枠内に香精さん、A I T E C H N O L O G Yさん、暁さん、それぞれありまして、有効期間というふうに記載しておりますが、こちらがいわゆる税の特例を受けるに当たっては計画を策定する必要性がありまして、この設備投資の計画の認定有効期間、いわゆるこの期間内に計画を作成した場合は税の特例ということで引き続き税の特例措置が受けられますよというような内容になっておりまして、記載が有効期間ですとちょっと分かりづらい部分もあったかと思いますが、いわゆる計画の認定の有効期間という形になっておりますので、現在も特例措置が生きているという形でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして、町民課長、只浦孝行君。

○町民課長（只浦孝行君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えいたします。

事務報告書の62ページということで、災害対策備蓄食糧ということでございますが、昨年コロナ関連の備蓄品を購入しております。中身につきましては、数がいろいろありますが、11の物品を購入しております。まず初めに、パーティションを80部屋分ということでこちら購入しております。それから、マスク1万7,000万ということで購入しております。それから、フェースガード、こちら200枚、それから紙石けん1,200個、手指消毒液、こちらが20本、使い捨て手袋2,400枚を購入しております。それから、非接触式電子温度計、こちらが8個、それから密閉服、こちら使い捨てですが10着を購入しております。それから、エアマット、こちらにつきましては120個購入しております。それから、

マットの小ということで200枚、長いマットですが、こちらは20巻きということで11物品を購入しております。なお、食料品につきましては、こちら保存年限がほぼ5年でございます。それぞれ保存期間が違ひまして、保存年限の近づいたものにつきまして毎年毎年更新しているというような状況になっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、2番、小椋淑孝君、再質問ありますか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 育英貸付資金についてなのですが、この行方不明者3名というのは連帯保証人は分かっているのでしょうか。そちらのほうはどうかだけお願いします。

○議長（小玉智和君） 教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） こちらの連帯保証人につきましては、判明している分もございまして、連帯保証人の方には今後債権回収の依頼ということでお願いしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君、いいですか。

○2番（小椋淑孝君） はい、オーケーです。

○議長（小玉智和君） これで2番、小椋淑孝君の質問を終わります。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） ご質問いたします。

まず、歳入歳出の監査委員の意見書の件からご質問いたします。昨年度公共施設の維持管理について、今後維持管理費の増大が見込まれて、それに対する公共施設等の総合管理計画をつくるのだということでありました。その中で、昨年は莫大な、今後40年間で約14億8,000万円必要だということでございます。今年の意見書の中では、下郷町公共施設個別施設計画については順調に進められたということですが、果たしてそれが将来にわたる見通しがきちっとできたのかどうか。我々にその計画できたものが示されていないのですが、どういう計画で、今後3年後、5年後ということで費用の計画立てているのか、それをお示し願いたいと思います。

それから、昨年指摘されました税会計システムで、要するにシステムの問題があるということで指摘、監査委員からありました。昨年税システムの業者の変更がありました。ここで事務報告書の中でも28ページから書かれております。業者名が変わったのですが、替わったことによる町の経費の分の変更、同じような金額でできたかどうか。あと、今後維持する場合のランニングコスト関係も高くないのかどうか。その辺の現実がどうなったのかお示し願いたいと思います。

また、このシステムが移行になって、誰がやっても間違いのないようなということで昨年指摘されましたが、システムが新しくなったおかげでその入力等の、あるいは間違いの発見等、それが大幅に改善されたのかどうか、その辺についてお示し願いたいと思います。

それから、事務報告の中で下郷町の親善大使ですか、ふるさと大使、今年の3月で任期切れなのですけれども、その方はまた何年か更新してやったのかどうか、その辺どう

なったのか。

それから、あと地域おこし協力隊、これ2名おるのですが、これも年限切って1年更新しておりますが、来年以降の見通しについて、それどうなっているのか、その点もお示し願いたいと思います。

まだいっぱいあるのですが、この辺だけにしておきます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えを申し上げます。私からは、公共施設の関係、こちらについてお答えを申し上げます。

公共施設の関係につきましては、平成28年度に下郷町公共施設等総合管理計画を策定いたしまして、現在それに基づきまして個別施設計画を策定中でございます。その検討内容につきましては、7月、8月、9月の各月1回ずつ検討委員の方々からご意見を頂戴して、個別施設計画を最終的に取りまとめる予定で現在作業を進めているところでございます。その策定予定につきましては、こちら令和2年度からの繰越しの事業ということで実施している関係もございまして、9月末を目途に現在検討委員の方々にご意見を頂戴しているところでございます。こちらが策定されました場合には、個別施設計画に基づきまして、今度は平成28年度に策定した管理計画本体の見直し作業に入りたいということで現在検討をしております。それらに要する経費につきましては、今補正に計上してございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

昨年の各システム、庁舎内システムに係るデータ移行や作業の構築ということで業者を変更させていただきました。令和3年からは、新しい業者の下に現在まで動いているというような状態でございます。昨年度は入替え等の経費がございましたので、その分については経費かさんでおりますが、プロポーザル等を実施した中身で決定しておりますので、その新しい業者さんにつきましては現在サポート体制も含めまして分からない点があれば、職員が聞きながら、指導していただいて、スムーズな移行が図れるよう鋭意努めていただいているというような状態でございますので、新しい業者さんとのやり取りということで、今後間違いのないように進めたいと思っております。

なお、もう一点ありましたふるさと大使でございます。19ページに10名ほど載っておりますが、こちらは今年度新たに任期を迎えた方につきましては、任期替えという形で新しく委嘱しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

また最後に、地域おこし協力隊でございますが、令和3年度中に2名の方任期を迎えるということで、今庁舎内でも企画会議を設けまして、今後の対応ということで進めさせていただいております。いろんな業種につきまして各課からの要望もありましたので、これを取りまとめまして来年の4月に向けてスムーズに移行できるようにこれから事務

を進めて、現在も進めているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 続きまして、税務課長、荒井康貴君。

○税務課長兼会計管理者（荒井康貴君） 7番、佐藤盛雄議員の税務課の関係で、課税誤りありましたこと大変申し訳なく思っております。ご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。システムの関係なのですが、導入時ですので、多少戸惑いはあったようですが、業者のサポートもあり、現在のところ順調に業務を進めております。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） それでは7番、再質問ありますか。

ありませんか。

○7番（佐藤盛雄君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、7番、佐藤盛雄君の質問を終わります。

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それでは、これより休憩いたします。（午前11時07分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午前11時07分）

これから議案第38号 令和2年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出の認定についての件を採決いたします。

お諮りします。本決算を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定いたしました。

それでは、ただいまより休憩いたします。（午前11時08分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午前11時20分）

議場内の気温が上昇いたしましたので、脱衣を許可します。

日程第4 議案第39号 下郷町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（小玉智和君） 日程第4、議案第39号 下郷町過疎地域持続的発展計画の策定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本件について説明を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長(玉川武之君) 8ページをお開きいただきたいと思います。この計画は、令和3年4月1日施行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法の規定により策定するものでございます。本町でも、この新過疎法や福島県の策定の方針に基づきまして、持続可能な町づくりを実現するための各種取組に決めました本計画を策定いたしましたところでございます。

なお、内容につきましては、既にお手元に配付しておりますが、過日全員協議会におきましてご説明させていただいたとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長(小玉智和君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号 下郷町過疎地域持続的発展計画の策定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(小玉智和君) 日程第5、議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) お諮りします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦についての件は原案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(小玉智和君) 日程第6、議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) お諮りします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないものを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第42号 南会津地方土地開発公社の解散について

- 議長（小玉智和君） 日程第7、議案第42号 南会津地方土地開発公社の解散についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

- 議長（小玉智和君） それでは、本件について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

- 参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

議案書の11ページでございます。議案第42号 南会津地方土地開発公社の解散についてでございますが、当該公社は昭和48年の設立以来、これまで公共用地の先行取得等の実施を通じて設立団体の町づくりに一定の役割を果たしてきたところであります。しかしながら、近年地価の急激な上昇が見られず、今後も同様に推移していくものと見込まれる状況下においては、公社による公共用地の先行取得等の維持必要性は乏しくなってきました。これらを踏まえ、本年5月10日に開催された理事会において解散の同意がなされたことから、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、今後のスケジュールでございますが、構成町村議会、郡内4町村でございますが、こちらにおいて解散の議決が調べば、その後県知事への解散認可申請がなされることとなっております。

以上ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

- 議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

2番、小椋淑孝君。

- 2番（小椋淑孝君） ちょっとだけ質問させてください。

今までこの公社でどのぐらい土地の件で南会津町村内で結果というか、仕事をなされたのか、ちょっと仕事の内容とかもどういふものでこういうのを決めたのだというのが分かれば教えてください。

あと決算書のほうで載っているこの金額、解散してからどういう使い道になるか分かれば教えていただきたいなと思います。よろしくお願いたします。

- 議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

- 参事兼総務課長（室井哲君） 2番、小椋淑孝君のご質問にお答えを申し上げます。

こちら、土地開発公社による事業でございますが、郡内でございますが、先ほど申し上げました昭和48年の設立以来、全部で40件の案件があったようでございます。このうち本町下郷町につきましては、5件の案件がございました。

今ほどご質問ありました決算書の関係でございますが、基本財産等の関係……

(「決算書に金額が載っているんですけど、169ページ」の声あり)

○参事兼総務課長(室井哲君) 大変失礼をいたしました。これは、基本財産といたしまして、本町が拠出している金額111万6,000円でございます。これらも合わせまして、こちらにつきましては、今現在では概算ということになります。これを含めまして下郷町には約150万円ほどの返還がなされる予定となっております。なお、この金額につきましては現時点でございますので、概算ということでご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長(小玉智和君) 2番、小椋淑孝君、再質問ありますか。

○2番(小椋淑孝君) 大丈夫です。

○議長(小玉智和君) それでは、小椋淑孝君の質問を終わります。

7番、佐藤盛雄君。

○7番(佐藤盛雄君) ご質問を申し上げます。

この法律ができた時代的背景、要するにバブルの頃の土地高騰という背景があつてのことだと理解しておりますが、今ほど小椋議員からの質問で40件あつたと、下郷町では5件ということで、その当時の時代的背景からすれば一定の役割を果たしたなと思っております。それで、県内でこの団体、ほかでもやっぱり必要性ということでいろいろ議論されておりますが、まだこういう制度を設けている団体というのはどのぐらいなのか、1点ね。

それから、今後町では公共用地の取得等に関して先行投資ある場合にはどのような資金計画で考えておられるのか。ある場合にはどういう制度を使うのか、お答え願いたい。

それから、5月10日に決定して、本来なら6月に出されるはずだったのですけれども、これはやっぱり事務的なあれで間に合わなかったのか。その辺どうなのかお答え願いたいと思っております。

以上です。

○議長(小玉智和君) 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) それでは、7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、土地開発公社の県内の状況についてのお尋ねでございましたが、そちらにつきましては、大変申し訳ございません、私資料手元に準備してございませんでしたが、これは全国で申しますと土地開発公社の推移ということでございまして、都道府県公社、指定都市公社、市区町村公社、こちらが昭和48年当時は614あつたようでございます。これが、平成11年でございますが、この時点では1,597に増加をしてございます。それが、平成24年の時点では931、こちらまで減少しているようでございます。土地開発公社の数につきましては、それでご理解をいただきたいと思っております。

あと、土地開発公社解散後、国庫公共用地の先行取得等の案件が出てきた場合にはどのような対応をするのかというようなご質問でございましたが、町には基金といたしま

して土地開発基金、こちらの基金を造成してございます。案件によりますが、こちら土地開発基金のほうの活用も含めまして、今後さらに十分検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

あと、5月の理事会で決定後、なぜ9月の定例会での提案になったのかというような質問でございますが、こちらにつきましては、その理由につきましては土地開発公社のほうからは頂戴しておりませんが、土地開発公社から開催に係る議決についてということで、こちら連絡を受けたのが7月でございました。そのため、今定例会に提案させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 土地の、町長もいろいろ計画の中で先行投資する必要性がまだあると思うのです。そうした場合には、土地開発基金ということで積立てを利用するというので、この場合土地取得に対する過疎債というのは適用になるのかどうか。お答え願いたいと。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 7番、佐藤盛雄議員の再質問にお答えを申し上げます。

土地取得に関しまして、過疎債使えるのかどうかということでございますが、過疎債につきましては先ほどご議決を賜りました計画、こちらの計画にのっていることが大前提となつてまいります。過疎債、これは非常に貴重な、有利な町にとって財源でございますので、先ほど申し上げました土地開発基金、こちらの活用、あるいは過疎債が適債事業として活用できるのか、その辺も財政運営の中では十分考慮していかなければならないものと考えておりますので、そこにつきましては必要に応じ検討を加えていくということでご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、再々質問ありますか。

○7番（佐藤盛雄君） 了解しました。

○議長（小玉智和君） それでは、7番、佐藤盛雄君の質問を終わります。

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号 南会津地方土地開発公社の解散についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第43号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(小玉智和君) 日程第8、議案第43号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) それでは、本件について説明を求めます。

町民課長、只浦孝行君。

○町民課長(只浦孝行君) それでは、議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。議案第43号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

併せて、新旧対照表の1ページを御覧ください。今回の条例改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正によりまして、個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構であることが明確化されました。これによりまして、カードの発行に係る手数料徴収事務については、同機構から市町村に委託することができる規定が設けられました。このことから、手数料徴収事務をしておりました町におきましては、同機構からの受託事務による徴収となりまして、再交付に係る条例の規定を削除することとなりましたので、今回条例の一部を改正するものであります。

以上、下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についてご説明させていただきました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(小玉智和君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第44号 下郷町過疎対策基金設置条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第9、議案第44号 下郷町過疎対策基金設置条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本件について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

議案書の14ページでございます。議案第44号 下郷町過疎対策基金設置条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、同法第14条第2項に規定する過疎地域持続的発展特別事業の推進を図るため所要の改正を行うものであります。

下郷町過疎対策基金設置条例の一部を改正する条例でございますが、議案書の15ページ、新旧対照表の2ページを併せて御覧をいただきまして、第1条中、「下郷町過疎地域自立促進計画」を「下郷町過疎地域持続的発展計画」に、「過疎地域自立促進特別事業」を「過疎地域持続的発展特別事業」に改め、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上ご説明を申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号 下郷町過疎対策基金設置条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第45号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について

て

○議長（小玉智和君） 日程第10、議案第45号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） それでは、本件について説明を求めます。

税務課長、荒井康貴君。

○税務課長兼会計管理者（荒井康貴君） それでは、議案書16ページを御覧ください。議案第45号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定についてをご説明いたします。

今回の条例改正は、過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定され、また関係する省令が改正されたことに伴い改正するものであります。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表によりご説明申し上げますので、新旧対照表の3ページを御覧ください。第1条の趣旨に関する規定であります。第2条の定義において産業振興施策促進区域及び第5条の産業振興施策促進区域における不均一課税において、山村振興法の適用期限、令和3年3月31日の到来により削除するため、第1条の趣旨から「又は不均一課税」の文言を削除し、整理するものでございます。

次に、第2条、定義に関する規定であります。こちらは各法律における町税の課税免除の用語の意義を定めるもので、第1号の改正は過疎地域自立促進特別措置法の時限の到来及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の創設に伴い改正するものでございます。改正前の第3号は、山村振興法について税の優遇措置の適用期限の到来に伴い削除するものであります。改正前の4号、5号につきましては、3号の削除により改正するものでございます。

次に、3ページから4ページになります。第3条、過疎地域における課税免除に関する規定でございます。先ほど申し上げました法律改正により、業種及び設備投資の追加並びに適用期限の延長を定める改正でございます。具体的には対象業種がこれまでの製造業、旅館業、農林水産物販売業に情報サービス業が追加された改正でございます。

次に、第4条、地域経済牽引事業促進区域における課税免除に関する規定であります。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展、基盤強化に関する法律の改正に伴い改正するものでございます。対象期間及び対象施設の設置期限について、令和5年3月31日まで延長する改正でございます。

次に、第5条、こちらは先ほど申し上げました山村振興法の税の優遇措置により削除する改正でございます。

次に、6ページになります。第6条、課税免除又は不均一課税の申請に関する規定でございます。5条の改正により文言を整理するものでございます。

なお、施行期日につきましては公布の日から施行し、改正後の3条、4条の規定は令

和3年4月1日から適用となります。

なお、現在のところ本条例による適用を受けている事業所等はありません。

以上、説明申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第46号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負契約について

○議長（小玉智和君） 日程第11、議案第46号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負契約についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本件について説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 議案第46号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負契約について説明させていただきます。

議案書の19ページ及び別に提出いたしました資料のほうを御覧ください。上程させていただきました橋梁補修工事（湯野上橋）の請負契約につきましては、去る8月24日に6社による指名競争入札の結果、下郷町大字湯野上字沼袋乙843番地、三立土建株式会社、代表取締役、浅沼秀俊が4億3,230万円で落札いたしました。

本工事につきましては国庫補助事業でございまして、橋の規模については車道幅6.5メートル、歩道幅2メートル、橋長139.2メートル、20トン荷重の橋梁でございます。

工事内容につきましては、別添の議案46号資料のA3サイズの図面に示す上部工の補修として、アーチ材、垂直材、上横構の塗装、防護柵、地覆補修、足場の設置、撤去でございまして、資料の赤色の引出し線及び補修対策一覧表の塗り潰し箇所になってございます。なお、仮設工であります足場工についての着色はございません。

町道湯野上橋につきましては、昭和59年供用でございまして、35年以上がたちました。点検の結果、各部材等に劣化や損傷等が確認されておりましたので、下郷町橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、橋梁の延命化により歩行者や通行車両の安全を図るものをございまして、令和元年度より補修、補強工事を実施してまいりましたが、本工事において完了となります。去る6月定例会におきまして、債務負担行為に関する議決をいただいておりますので、工期につきましては令和4年度末を予定しております。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により議決をいただきますよう、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負契約についての件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩いたします。（午前11時55分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 1時00分）

日程第12 議案第47号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第48号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第49号 令和3年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第50号 令和3年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第51号 令和3年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（小玉智和君） この際、日程第12、議案第47号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第48号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第14、議案第49号 令和3年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第15、議案第50号 令和3年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第16、議案第51号 令和3年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の5件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本案について、議案の説明を求めます。

議案第47号につきましては総務課長、室井哲君、議案第48号及び議案第49号については町民課長、只浦孝行君、議案第50号につきましては健康福祉課長、弓田昌彦君、議案第51号につきましては建設課長、猪股朋弘君、順次説明を求めます。

それでは、総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) ご説明を申し上げます。

議案書の20ページでございます。議案第47号 令和3年度下郷町一般会計補正予算(第2号)でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,721万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億1,710万3,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。27ページをお開きいただきまして、1款町税でございますが、固定資産税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小事業者等に対する軽減措置により1,081万7,000円を減額するものであります。

10款地方交付税につきましては、本算定により普通交付税を2億7,651万3,000円増額するものであります。14款国庫支出金でございますが、総務費国庫補助金では、マイナポイント事業の補助対象となる期間が延長されたことから、マイナポイント事業費補助金を62万8,000円増額するものであります。

15款県支出金でございますが、農林水産業費県補助金では、凍霜害緊急対策事業補助金を32万4,000円計上いたしております。この凍霜害緊急対策事業補助金につきましては、本年4月に発生した凍霜害により農作物被害を受けた農業者に対し芟除などの生産対策を支援するものであります。

18款繰入金でございますが、財政調整基金繰入金につきましては、1億3,710万円を減額するものであります。これは、過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴い、当初同基金により財源調整をしておりました事業について、新たな法律の制定に伴い、過疎対策事業債に財源を振り替えるものでございます。ふるさと創生基金繰入金につきましては、在京下郷の集いの中止に伴い190万円を減額するものであります。

28ページとなります。19款繰越金につきましては、令和2年度決算に伴う繰越額の確定により1億5,526万円を増額するものであります。

20款諸収入でございますが、過年度収入につきましては、民生費に係る国庫支出金等の精算により226万3,000円を増額し、雑入では、ふるさと創生基金繰入金と同様に在京下郷の集いの中止に伴い、参加料を85万円減額するものであります。

21款町債につきましては、普通交付税の本算定に伴い、発行可能額が確定しましたことから、臨時財政対策債を1,309万円増額するもので、過疎対策事業債につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、新たな法律の制定に伴い、一般分、特別分合わせて1億6,980万円を計上するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。29ページとなります。2款総務費でございますが、1目一般管理費では、駐在員視察研修の中止に伴い、研修旅費を166万4,000円減額し、2目文書広報費では、過疎対策事業債の財源措置に伴い、防災無線戸別受信機整備事業について財源内訳の補正を行うものであります。

5目財産管理費では、下郷町公共施設等総合管理計画改定業務委託料328万9,000円を計上しております。この業務につきましては、平成28年度に策定した下郷町公共施設等総合管理計画について、現在策定作業を進めております個別施設計画の内容を反映させるなど、その見直しを行うもので、令和3年度に限り特別交付税により財政措置が講じられることとなっております。

6目企画費では、会計年度任用職員に係る報酬、共済費、旅費、合わせて63万円を減額するものであります。これは、先ほどご説明申し上げましたマイナポイント事業の補助対象期間の延長に伴い、この減額分を諸費において国庫補助金を財源措置し、増額するものであります。同じく企画費では、令和4年度からの地域おこし協力隊新規隊員募集に係る広告料を55万円計上し、また事業の中止に伴い、若郷湖さわやかフェスティバル負担金を15万円減額しております。

8目交通対策費では、過疎対策事業債の財源措置に伴い、会津野岩鉄道施設整備事業について財源内訳の補正を行うものであります。

9目下郷ふれあいセンター費では、加圧給水ポンプユニットの取替えなど施設修繕料を411万2,000円計上し、30ページとなりますが、10目諸費では、民生費、衛生費に係る国庫支出金等の精算により、超過交付に係る償還金を946万6,000円計上しております。

11目財政調整基金積立金につきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の需要に備えるため、積立額を1億円増額するもので、12目教育施設整備基金積立金につきましても同様に5,000万円を増額するものであります。

15目ふるさと創生事業費では、さきにご説明を申し上げました在京下郷の集いの中止に伴い、その事業費265万3,000円を減額し、18目過疎対策基金積立金につきましては、過疎対策事業債であります。特別事業分3,500万円を基金に積み立てるものであります。

32ページとなります。6款農林水産業費でございますが、3目農業振興費では、先ほどご説明を申し上げました凍霜害緊急対策事業補助金を歳入と同額の32万4,000円計上するもので、この事業につきましては町農業再生協議会が主体となり実施することを予定しております。

7款商工費でございますが、2目観光費では、塔のへつり公衆トイレに係る修繕料30万円を計上しております。

8款土木費でございますが、1項土木管理費、1目土木総務費では、県道下郷会津本郷線ではありますが、その整備を促進するため新たな協議会を設立し、要望活動等を行うため、その関連予算として補助金2万円を計上しております。

33ページとなります。2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費では、国道289号旧道の町移管に伴い、道路台帳加除委託料を23万7,000円増額するものであります。

2目道路維持費では、今後の所要額を精査し、除雪車両の雪寒整備等に係る修繕料を149万8,000円増額し、また町道大内小屋前線木製防護柵損傷に伴う安全対策工事に要する経費など、工事請負費1,000万円を増額するものであります。3目道路新設改良費では、過疎対策事業債の財源措置に伴い、町道落合左走線道路改良事業について財源内訳の補正を行うものであります。

4目橋梁維持費では、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の需要に備えるため、橋梁整備基金への積立額を1億円増額するものであります。

5項住宅費、2目定住促進住宅建設費では、過疎対策事業債の財源措置に伴い、定住促進住宅宅地造成事業について財源内訳の補正を行うものであります。

9款消防費でございますが、1目非常備消防費では、南会津地方広域市町村圏組合負担金を125万1,000円減額するものであります。なお、同組合に係る負担金につきましては、令和2年国勢調査の速報値により人口割分を調整するなど、総務費、衛生費、商工費、教育費においてもそれぞれ所要の補正を行い、一般会計総額で140万6,000円の減額となるものであります。

34ページとなります。10款教育費でございますが、4項社会教育費、1目社会教育総務費では、刈林区民館の屋根塗装工事に係る集落集会施設等整備補助金を24万6,000円計上し、併設する消防屯所につきましては消防費、消防施設費において消防施設整備補助金を2万9,000円計上しております。なお、両事業とも補助対象経費の2分の1を補助するものでございます。

4目文化財整備費では、過疎対策事業債の財源措置に伴い、中山風穴地特殊植物群落整備事業について財源内訳の補正を行うものであります。

35ページにかけてとなりますが、12款公債費でございますが、平成22年度借入れの臨時財政対策債について、10年ごとの利率見直しにより元金及び利子について所要の補正を行うものであります。

14款予備費につきましては、本補正に伴い収支の調整を図り、また年度内調整財源を留保するものでございます。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） それでは、町民課長、只浦孝行君。

○町民課長（只浦孝行君） それでは、議案書の36ページをお開きください。議案第48号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,367万6,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,525万7,000円とするものでございます。

37ページから41ページにつきましては総括でございますので、省略させていただきます。

42ページをお開きください。2の歳入についてご説明いたします。6款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金につきましては、令和2年度分の決算によりまして繰越金が確定したことに伴いまして2,367万6,000円を増額し、繰越金の総額を5,367万6,000円とするものであります。

続きまして、43ページをお開きください。3の歳出についてご説明いたします。8款予備費、1目予備費につきましては、財源調整のため歳入と同額の2,367万6,000円を増額するものであります。

以上、令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、議案書44ページをお開きください。議案第49号 令和3年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,565万5,000円とするものでございます。

続きまして、50ページをお開きください。まず初めに、歳入についてご説明いたします。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金につきましては、57万9,000円の増額であります。これは、後期高齢者広域連合の会計年度事務処理が3月31日までとなっておりますことから、町の出納整理期間の4月から5月末までに納入された保険料分を繰越金として計上するものでございます。

次に、5款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、1節保険料還付金10万2,000円につきましては、後期高齢者保険料で、転出や死亡の異動によりまして生じた還付金により計上するものでございます。

次に、51ページを御覧ください。歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付費、1項後期高齢者医療広域連合納付費、1目後期高齢者医療広域連合納付費の18節負担金、補助及び交付金57万9,000円ですが、歳入の繰越金確定によりまして、同様に後期高齢者医療広域連合への保険料納付費を計上するものでございます。

次に、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金の22節償還金、利子及び割引料10万2,000円ですが、こちらも歳入の諸収入の保険料還付金によりまして同様の歳出となりますので、計上させていただきました。

以上、令和3年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議をお願いいたします。以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） それでは、議案書の52ページをお開きいただきたいと思っております。議案第50号 令和3年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,131万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,187万7,000円とするものでございます。

53ページから57ページまでは総括でございますので省略いたしまして、59ページをお開きいただきたいと思っております。それでは、3の歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定審査会共同設置負担金につきましては、令和2年度の介護認定審査会の審査件数の確定に伴い、南会津地方広域市町村圏組合負担金の認定審査会費34万円を減額計上するものでございます。

次に、4款基金積立金、1目介護給付費基金積立金につきましては、前年度決算額に

伴う繰越金の確定により介護給付費基金積立金を1,900万円増額するものでございます。

次に、9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金につきましては、令和2年度の介護給付費及び地域支援事業の事業費の確定に伴い、超過交付されました交付金を国庫及び支払基金、県に返還する額といたしまして3,235万2,000円を増額計上するものでございます。

続きまして、10款予備費につきましては、財源調整のため4,030万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、58ページをお開きください。2の歳入についてご説明申し上げます。初めに、7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、前年度の低所得者保険料軽減負担金の確定により追加交付となる過年度分繰入金4万7,000円を増額計上するものでございます。

8款繰越金では、令和2年度の繰越金の確定により9,127万2,000円を増額計上しております。

以上、介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 議案第51号 令和3年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

60ページをお開きください。今回の補正につきましては、歳入歳出予算ともに1,056万円を追加し、総額を2億1,870万6,000円とするものでございます。今回の補正に至りました主な要因といたしまして、歳出予算における14節工事請負費でございますが、県の事業であります国道118号小沼崎バイパス工事におきまして、現国道部に接続する田代トンネルからの新設道路内を横断する既存の町道がありまして、そちらが新設道路により寸断され通行できなくなることから町道の切り回しが行われます。それとともに、既存町道内に埋設されています湯野上簡易水道の本管を移設する必要性がありますので、そちらの工事のための補正予算として計上したものでございます。財源の多くにつきましては、県からの委託金が充てられております。

それでは、歳入歳出予算の内訳につきましてご説明申し上げます。先に歳出予算について説明いたします。67ページをお開きください。14節の工事請負費ですが、先ほど申しましたとおり、寸断され通行ができなくなる町道が県工事によって田代トンネルの上部に切り回され、同町道に埋設されている水道本管を切り回す町道に移設する工事請負費として新たに1,056万円を計上いたしました。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。66ページになります。目の順番は前後いたしますので、ご了承ください。まず、1目の県委託金になります。すみません。款項目の順番がずれます。まず、7款の県支出支出金の1目県委託金でございますが、工事請負費の税抜き価格に対しての減耗分を差し引いた金額として955万2,000円を新たに科目として計上いたしました。

続きまして、4款繰越金、1目繰越金ですが、令和2年度からの繰越額が決定したこ

とから149万9,000円を増額したものでございます。

続きまして、3款の繰入金、1目一般会計繰入金のうち高料金の対策分になりますが、今回の補正計上分の県委託金及び繰越金の合計額に対しまして、歳出予算の工事請負費1,056万円との差額でございます49万1,000円を減額するものでございます。

以上、議案第51号について説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　これから質疑を行います。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君）　先ほど議長の議案の朗読の中で、日程第16、議案第51号、令和3年度下郷町簡易保険事業というふうに言われたのです。これ訂正しないと議事録に載ってしまうのではない。そこら辺確認します。

○議長（小玉智和君）　大変失礼しました。日程第16、議案第51号　令和3年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の5件を一括議題といたします。大変失礼しました。

ご質疑ありませんか。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君）　1点だけ質問させていただきます。

一般会計補正予算の29ページの財産管理費の中で、委託料、下郷町公共施設総合管理計画改正業務委託料ですけれども、こういった業者に委託するのか、その内容分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（小玉智和君）　答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君）　8番、星輝夫議員のご質問にお答えを申し上げます。

財産管理費の公共施設等総合管理計画改定業務委託についてのご質問でございますが、これにつきましては現在鋭意作業を進めております個別施設計画、そちらの作業が終わりましたら、平成28年度に策定いたしました管理計画の見直し作業に入っていくことを予定しているものでございます。この業務につきましては、今定例会で補正計上させていただきましたので、これをご議決いただきましたら、個別計画策定終了後にこの手続に入っていきますので、その辺につきましてはご理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（小玉智和君）　8番、星輝夫君、再質問はありますか。

○8番（星輝夫君）　ありません。

○議長（小玉智和君）　それでは、8番、星輝夫君の質問を終わります。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君）　34ページで眺めていたのですけれども、文化財整備費ということで補正はなかった。実はここに、そろそろ上がるのかなと思いはあったのですけれども、大内の峠の茶屋、雪害を受けているという、実際私も見ていないので詳しくは申し上げられないのですけれども、あそこも国指定の史跡街道になっていますので、どういう状況で計画されているのか、それを1点よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えいたします。

現在峠の茶屋につきましては、カヤが全て落ちている状態でございます。そのため、急遽ブルーシート等で屋根を補強している状態でございます。今回補正等に上げなかった理由でございますが、現在文化庁と協議をしているところでございまして、来年度当初の予算には計上したいと考えております。なお、今これから予算を計上してご議決いただいたとしても、これから雪が降ってまた同じような形にはなってしまうという懸念もございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 6番、玉川邦夫君、いいですか。

○6番（玉川邦夫君） ありがとうございます。

○議長（小玉智和君） それでは、6番、玉川邦夫君の質問を終わります。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 議案書33ページ、道路維持費、工事請負費1,000万円、結構金額が大きいものですから、工事箇所が何か所もあるのか、どのような工事をやるのか教えていただきたいと思えます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの2番、小椋淑孝議員の質問にお答えいたします。

ただいま申し上げました道路維持費に関します工事請負費1,000万円につきましては、先ほど総務課長のほうからの説明にもありましたとおり、大内小屋前線に設置してございます木製の防護柵が、平成10年ぐらいのときに設置したものでございますが、横木の……木製ということもございまして、それがかなり老朽化して使い物になってこなかったということで、そちらのほうの撤去と新しく鋼製のガードパイプの設置を考えているのが1つと、もう一点、維持工事としてもう一件、総額になりますけれども、その分を計上して、場所的には2件ということ考えてございます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君、いいですか。

○2番（小椋淑孝君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、2番、小椋淑孝君の質問を終わります。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 29ページの企画費の広告料についてお聞きしたいのですが、地域おこし協力隊の広告なのですが、こちらはこういった人材で、どのような目的で、どのような結果を出してもらいたいのか。あと、町側の受入れ態勢なども広告に載せるのだと思えますが、そちらの内容についてよろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） それでは、これは総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 1番、星和志議員のご質問にお答えしたいと思います。

29ページにございます企画費の役務費の中に広告料ということで地域おこし協力隊の募集広告料55万円計上させていただいております。先ほどもありましたが、来年度の春に向けましてまた新たに地域おこし協力隊を募集する運びと今検討しているところでございます。内容的には町のホームページ、その他県のサイトには当然載せるのですが、それ以外に県でもやっているのですが、民間の就職情報サイト、マイナビというところがございまして、県の協力隊もこちらに載っているようなのですが、こちらのマイナビの広告を活用させていただいて募集の周知を図っていきたくて考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。いろいろな形で周知した中で、目についた中での、募集が少しでも多く目につくような形でという形での予算の計上ですので、よろしくお願ひしたいと。

○議長（小玉智和君） 1番、星和志君、再質問はありますか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） まだ内容は決まっていないということでよろしいでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 失礼いたしました。募集の内容ですが、今回、今現在2名の方いらっしゃるのですが、今内部の庁舎内で企画検討している段階でございますけれども、内容的には幾つか挙がっております。まず、一つの分野といたしましては観光関連、あと2つ目としては起業支援関連ということで商業関連、あと移住対策関連ということで空き家対策関連、鳥獣被害防止対策ということでこれは農林の関係、あとは教育委員会関係で歴史文化関係ということで、幅広い中で募集を行っていきたくてと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 1番、星和志君、再々質問はありますか。

○1番（星和志君） ありません。

○議長（小玉智和君） それでは、1番、星和志君の質問を終わります。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） お尋ねいたします。

まず、28ページの歳入の町債の件です。今回新過疎法が先ほど議決されました。それで、過疎債に財源区分を振り分けするというところで、今回ここに、28ページに説明の欄に7項目が計上されております。今回過疎債に振り替えることによって、町独自の財源から支出するのと過疎債に振り分ける、この有利な点というのか、それぞれ後年度元利償還をするわけですが、その場合の有利な点、それぞれ区分が違うと思うのですが、それぞれどうなっているか、ちょっと分からない点もありますでしょうから、説明したほうがいいのかと思ひてお願ひしますので、説明いただければありがたいと思ひてお願ひします。

それから、過疎債についてもやはり後年度元利合計、支払いするわけですので、その辺が町の健全財政という観点からはやはり逸脱しないように十分に取組をお願ひしたいと思ひてお願ひします。

それから、32ページ、土木費の中の土木総務費、今回仮称で県道下郷会津本郷線の整

備促進協議会を新たにつくるわけです。従来下郷会津本郷線の期成同盟会が設立されておりまして、二重に設立することによってどのような効果があるのか。私は、従来の期成同盟会で十分対応できるというような考えを持っておりますが、町長さんの考えでこれが設立するということですが、どのような構想、そこの121号線から先線というのがまだ具体的に進んでいない、これの建設促進というのが住民の強い要望でございます。そういったことを特に力点を置いて要望活動をするのか、その辺の内容、それから構成はどのような構成で考えておられるのか、その辺についてご答弁願いたいと思います。

それから、34ページでございます。今回34ページの消防費と、あと教育費の社会教育総務費の中で刈林の区民会館と屯所の屋根の塗装が計上されております。本来であれば、各区に次年度の要望事業として11月頃をめどに各地区の要望事業が上がっております。それに応じて当初予算を計上し、そしてそれを予算化して実行するというのが通例でございますが今回2か所というのは、昨年度の区の要望に入っていたのか、いないのか、いたとすれば当然当初予算に計上して予算措置しなければならない。それが9月になって予算措置されたというのは、その緊急性、雨漏りするのか、あるいは緊急性なかったら別の来年度予算でもいいわけですから、その辺が緊急性あったのかどうか、その辺もお示し願いたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 順次説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

過疎債についてのご質問でございましたが、過疎債と町の一般財源使用するのはどういうふうに違うのかということですが、過疎債につきましては元利償還金の70%、こちらが地方交付税算定の際に基準財政需要額、そちらのほうに算入されるということでございます。そのため、大変有利な、そして貴重な財源となっております。ただし、議員おただしのおり、過疎対策事業債70%が交付税措置されるといっても、残り30%はこれは交付税の措置の対象外となってまいりますので、この辺につきましては健全化比率等でもご説明申し上げました各財政指標とこちらは十分に注視しながら起債の導入には当たっていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 続きまして、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいま7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

まず、新しい協議会の新設についてでございますけれども、確かに議員がおただしのおり、会津美里町との一緒にやっております同盟会というのが桧和田・市野・氷玉峠の同盟会ということでございます。ただ、こちらに関しましては3路線まとめた形の同盟会でございます。個別の下郷会津本郷線に関するということでも、前は本郷町と相手で存在していたものなのですが、こちらの下郷町分の改良率につきましてちょっとご

説明したいのですけれども、全体では74%の改良率なのですが、下郷町分に関しては57%程度の改良率ということで、全体の改良率に比べて下がっているという点がございます。当然同盟会でやっている要望活動というのも大事ではございます。ただし、下郷分に関してはどうしても改良率としての分が下がってきているという部分と、今121号と289号との交差点部分、現在工事が進んでいるわけなのですが、こちらの工事が終わりますと、その先の改良工事というのがまだちょっと見えてこない部分でございまして、その先成岡から水抜、中山の入り口ですか、そちらのほうまでがどうしても改良率かなり低くなっているということもございまして、そちらの改良のほうもぜひ進めたいという町としての要望を伝えていくということを趣意としまして、こちらのほうの協議会の設立を考えております。あと、構成につきましては、町長をはじめとして、議会のほうから議長、副議長、あと産業厚生常任委員会、あと沿線行政区の区長さんを構成メンバーとして考えております。

以上になります。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

今回集落集会所施設等整備費補助金として24万6,000円を計上しております。この件につきましては、初め刈林区から重点要望が昨年あったかどうかというご質問ですが、そういった要望はございませんでした。今回7月30日付で刈林区長より刈林区民館の屋根の傷みが年々ひどくなっているということで、平成12年に竣工してからかなりたっているため、緊急性が高いと判断いたしまして、今回補正予算を計上した次第でございまして、

以上です。

○議長（小玉智和君） 続きまして、町民課長、只浦孝行君。

○町民課長（只浦孝行君） ただいまの7番、佐藤盛雄議員の質問にお答えします。

同様に刈林区民館に併設しております消防のポンプ車の車庫になっておりますが、こちらも屋根が一緒になっておりまして緊急性が高いということで、教育委員会と同様にポンプの車庫の屋根の部分ということで、緊急性が高いということで同様に、2分の1ですが補助金を出しております。

以上です。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、再質問ありますか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 過疎債の振り替えですが、これは既決予算の中で、要するに例えば会津鉄道に対する整備事業として2,000万円計上して、従来の支出済みの、要するに決定済みの予算をまだ執行していない。その予算を過疎債に振り替えするということが理解していいのですか。新規の予算なのかどうか。その1点。あとは過疎債のことはよく分かっておりますけれども、了解です。

それから、県道下郷会津本郷線の件、確かに3つの協議会やったものを一本化したということで、美里の前町長の肝煎りで一本化したということ、経緯があります。しかし、確かに今おっしゃるとおり、121号線から中山の入り口まで、もう30年以上、私も議員の

30年なんてほとんど進んでいない。今回玉川商店が立ち退きして、あそこ用地買収して一歩前進ということで、それからトンネル化をして先線をやるということですが、県道でありながら、要するに町道より落ちるような狭隘な道路で、本当に地域住民の人には大変気の毒だと思っております。これは、やっぱり強力に進めていかなければならない。それで、これもやっぱり期成同盟会もありますので、課長、新たにつくったので別なのだよということで、やっぱり建設事務所何だこれという、これあるのではないかという、それとどうなのですかと、そういうところのすり合わせきちっとやらないと、何か二重に同盟会つくってやっていて、ちょっと整合性がないのではないかというようなことも言われるかもしれないですので、その辺はきちっと県と協議して、やはり下郷としてはここは特別やるのだよということでやっていただければと思っております。その辺はどうなっているかということでございます。

それから、刈林の屯所及び集会所の屋根塗装については、必要不可欠な部分としては理解はしておりますけれども、各行政区では10月、11月頃、各地区で区長様はじめ役員集まって頭を痛めてどう要望するかということをやっております。そして、それに基づいて予算化するというところでございますので、刈林が出たのが直近の8月30日ですか、出てそれを予算化した、こういうことが慣例化すると、では当初の要望しなくても、はいと後から手を挙げればいつでもやってもらえるのか。その辺は、やはり当初に要望したことが重点ですので、その辺は後から手挙げてみようとなった場合に、ほかから出た場合に採択になるのかどうか。その辺もやはりきちとしたルールでやらないと何でもよくなってしまう。その辺の考え方を、もう一度お考えをお示しいただければと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

今回過疎対策事業債で計上しました各事業について、これは新規事業かどうかというようなお尋ねでございました。これらにつきましては、今年度当初予算では旧の過疎法、そちらが3月31日をもって失効するというので、過疎債につきましては財源措置してございませんでした。今定例会におきましては、先ほどご議決をいただきました過疎計画、そちらのほうの策定と併せまして過疎債を今回財源措置した内容でございまして、この事業につきましては当初予算の段階では財政調整基金、そちらをもって財源を充てておりました。今回の補正におきましては、過疎対策事業債を計上することによりまして財政調整基金で財源措置しておりましたものを、財源を過疎対策事業債に振り替えるというような内容でございまして、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉智和君） 続きまして、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの7番、佐藤盛雄議員のご質問といたしますか、ご要望というかご意見、大変ありがとうございました。当然新設する協議会となりますので、内容かなり十分に考えた上で、県との協議も進めた上での設立及び要望活動とかという、

そういう活動内容にしていきたいと思っております。なお、当然同盟会との内容につきましては、改良か所というのはほぼかぶる部分はあるのですけれども、当然地元の区長さんが一応中に入っただけということになれば、より色濃いものが出せるのではないかと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 続きまして、町民課長、只浦孝行君。

○町民課長（只浦孝行君） 先ほどの屋根塗装の件ですが、こちらにつきましては先ほど7番、佐藤盛雄君のおっしゃられたとおり、重点要望というのがありますので、そちらのほうも検討しながら、うちのほうでできるのかどうかということも再度含めて検討させていただくというような形を取っていきたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（小玉智和君） 教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 7番、佐藤盛雄議員の再質問にお答えいたします。

議員からご指摘ありましたように、重点要望につきましては各行政区から優先順位をつけた上で役場のほうに提出してご説明をいただいております。確かにほかの行政区との兼ね合いもございますので、このような補正予算、緊急性が高いということで今回ご提案申し上げましたが、できるだけ慣例化しないように、できるだけ当初予算に反映すべきだと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありますか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） ありがとうございます。総務課長、分かっております。財調から出す。けれども、予算の執行はまだしていないと、支出済み。例えば今会津鉄道やっている、会津鉄道に対する2,000万円というのは執行していない、過疎債から出しているけれども、予算執行はしていないでしょう。要するに財調から過疎債に振り分けて、過疎債として出すということで、要するに当初予算では財調で計上した、けれども会津鉄道に対する予算執行はまだやっていないので、過疎債に振り分けてこれから支出するというの理解でいいのでしょうかね。

それから、建設課長、先ほどは内容は十分分かっております。ですから、事前にこれを上げる前に建設事務所とこういうのをつくるからとか、事前の根回しといいますか、そういうものが必要だったのか、そういうのを検討したのかどうか。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、佐藤盛雄議員の県道、下郷会津本郷線の協議会の関係は2万円となっておりますので、今年は設立総会の準備、要するに切手代とか封筒代とか用紙代、そして各協議会の委員になっていただいた人に設立の許可をもらって、そして要望活動は来年度からというような形になるかと思っておりますので、了解してください。建設事務所の所長さんとは協議済みです。よろしく願いします。

○議長（小玉智和君） 続きまして、総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答え申し上げます。

先ほどの過疎債についてのご質問でございますが、こちらの執行状況はどうかと、各事業ということでございますが、大変申し訳ございません、個々の執行状況につきましては今詳細な資料がございませんが、今既にもう9月になってございますので、事業に着手している部分につきましてはあるものと思われまます。そういうことでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 7番、答弁漏れありませんか。

○7番（佐藤盛雄君） はい、了解。

○議長（小玉智和君） それでは、7番、佐藤盛雄君の質疑を終わります。

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第48号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第49号 令和3年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第50号 令和3年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第51号 令和3年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議員提出議案第6号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について

○議長（小玉智和君） 日程第17、議員提出議案第6号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） お諮りします。

本案につきましては、ただいま職員をして議案を朗読させ、さらに提案理由も記載されておりますので、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第6号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議員提出議案第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源

の充実を求める意見書の提出について

○議長（小玉智和君） 日程第18、議員提出議案第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） お諮りします。

本案につきましては、ただいま職員をして議案を朗読させ、さらに提案理由も記載されておりますので、議案の説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議員提出議案第8号 トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書の提出について

○議長（小玉智和君） 日程第19、議員提出議案第8号 トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） お諮りします。

本案につきましては、ただいま職員をして議案を朗読させ、さらに会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第8号 トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議員提出議案第9号 下郷町議会基本条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第20、議員提出議案第9号 下郷町議会基本条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） お諮りします。

本案につきましては、ただいま職員をして議案を朗読させ、さらに提案理由も記載されておりますので、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第9号 下郷町議会基本条例の設定についての件を採決しま

す。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議員派遣の件

○議長(小玉智和君) 日程第21、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。本件につきましては、発議の朗読を省略し、お手元に配付してごさいます発議のとおりであります。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件につきましては、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、発議のとおり決定いたしました。

お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会とすることに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第3回下郷町議会定例会を閉会といたします。

大変長時間ご苦労さまでございました。(午後 2時15分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年9月15日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員